

投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日
2025年6月26日



One ターゲットリターン・ ファンド (4%コース)

追加型投信／内外／資産複合

■この目論見書により行う「One ターゲットリターン・ファンド(4%コース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年6月25日に関東財務局長に提出しており、2025年6月26日にその効力が生じております。

■「One ターゲットリターン・ファンド(4%コース)」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)
【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメント0ne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	5
第 1 【ファンドの状況】	5
第 2 【管理及び運営】	38
第 3 【ファンドの経理状況】	45
第 4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	131
第三部 【委託会社等の情報】	133
第 1 【委託会社等の概況】	133
約款	180

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

One ターゲットリターン・ファンド（4%コース）
(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

お申込日の翌々営業日の基準価額※とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することができます。）

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

(5) 【申込手数料】

お申込日の翌々営業日の基準価額に以下の範囲内で販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

上限：1.65%（税抜1.5%）

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

※お申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2025年6月26日から2025年12月25日まで

※取得申込日またはその翌営業日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

申込形態について詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、取得申込日またはその翌営業日が海外休業日にはお申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

②当ファンドは、別に定める投資信託証券を投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。

別に定める投資信託証券とは、以下の投資信託証券をいいます。

- ・SMDAM・ターゲットリターン型マルチアセットファンド（4%コース向け）（適格機関投資家限定）
- ・SOMP Oターゲット・リターン戦略ファンド（4%コース）（F o F s用）（適格機関投資家専用）
- ・東京海上キャリーターゲット（4%コース向け）（F o F s用）<適格機関投資家限定>
- ・フィデリティ・ターゲット・リターン・ファンド（適格機関投資家専用）
- ・SMTAM・F O F s用先進国債券・通貨ターゲットリターン・ファンド（4%目標コース）（適格機関投資家専用）

なお、別に定める投資信託証券については、適宜見直しを行います。

③当ファンドの信託金限度額は、5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1

わが国を含む世界各國の様々な資産への分散投資を通じて得られる収益の獲得による信託財産の成長をめざして運用を行います。

- 主として、わが国を含む世界^{*1}の株式、債券、不動産投資信託証券(リート)、コモディティ、上場投資信託証券(ETF)などを投資対象とする投資信託証券^{*2}に投資します。

*1 株式、債券については新興国を含みます。

*2 投資対象とする投資信託証券には、国内外の有価証券先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用するものを含みます。また、一部の投資信託証券では、実質的な組入外貨建資産について、対円での為替ヘッジを行うことがあります。

- 投資信託証券への投資配分については、均等配分を原則とします。

- 投資信託証券への投資割合は、原則として高位を基本とします。

- 投資対象とする投資信託証券は適宜見直しを行います。この際、投資対象として定められていた投資信託証券が投資対象から除外されたり、新たな投資信託証券が投資対象に定められることがあります。

2

中長期的な目標リターンとして年率4%^{*3}をめざします。

- 当目標リターンを達成するために、年率5%(信託報酬等控除前)程度^{*4}のリターンをめざす投資信託証券に投資します。

*3 当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券の信託報酬等控除後のものです。なお目標リターンは中長期的にめざす目標であって、その達成を示唆あるいは保証するものではありません。

*4 当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券では信託報酬等の費用がかかります。そのため、投資対象とする投資信託証券では、これら信託報酬等控除前の目標リターンとして年率5%程度を設定します。

運用プロセス

アセットマネジメントOne株式会社

↓
・定量・定性的観点から選定

組入投資信託証券

- ・投資配分は均等配分を原則
- ・時価要因等により、組入比率が均等配分から一定以上乖離した場合はリバランス
- ・継続的なモニタリング

■分配方針

年1回の決算時(毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

<商品分類>

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追 加 型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内 外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資 産 複 合	目論見書または投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」および「その他資産」のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ ※)
債券		欧州		
一般	年6回 (隔月)	アジア		
公債		オセアニア		
社債		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他債券	年12回 (毎月)	アフリカ		
クレジット属性 ()	日々	中近東 (中東)		
不動産投信	その他 ()	エマージング		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、 債券、不動産投信、 商品) 資産配分変更 型))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注1) 「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注2) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※当ファンドは投資対象とする投資信託証券において、保有する外貨建資産について為替ヘッジを行う場合があります。

・属性区分定義

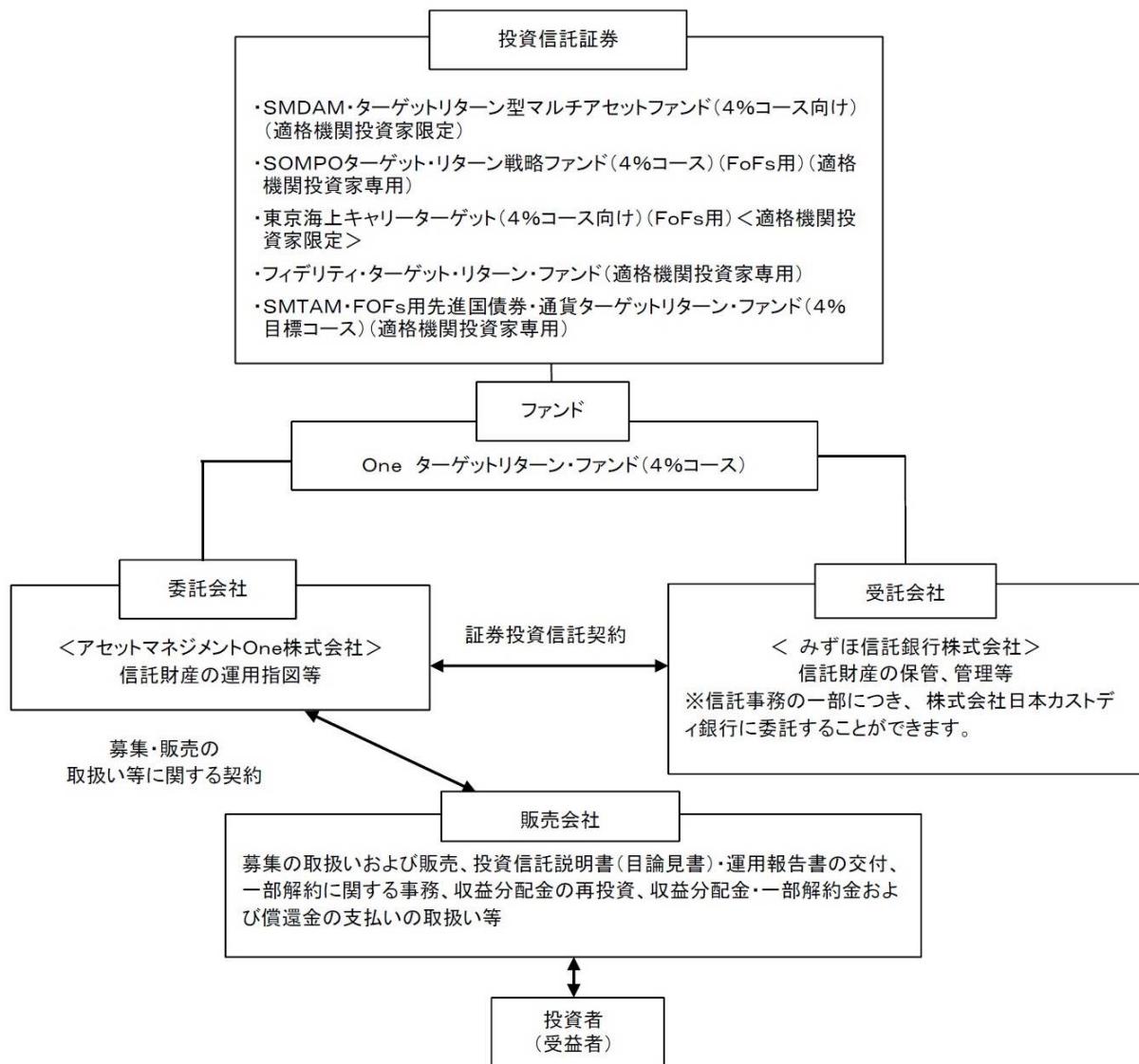
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、不動産投信、商品) 資産配分変更型))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産 (株式、債券、不動産投信、商品) を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジまたは一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

- (注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
- (注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。
- (注3) 当ファンドは投資信託証券への投資を通じて、株式、債券、不動産投資信託証券、コモディティおよびそれらを投資対象とする上場投資信託証券（E T F）を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

2020年3月27日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

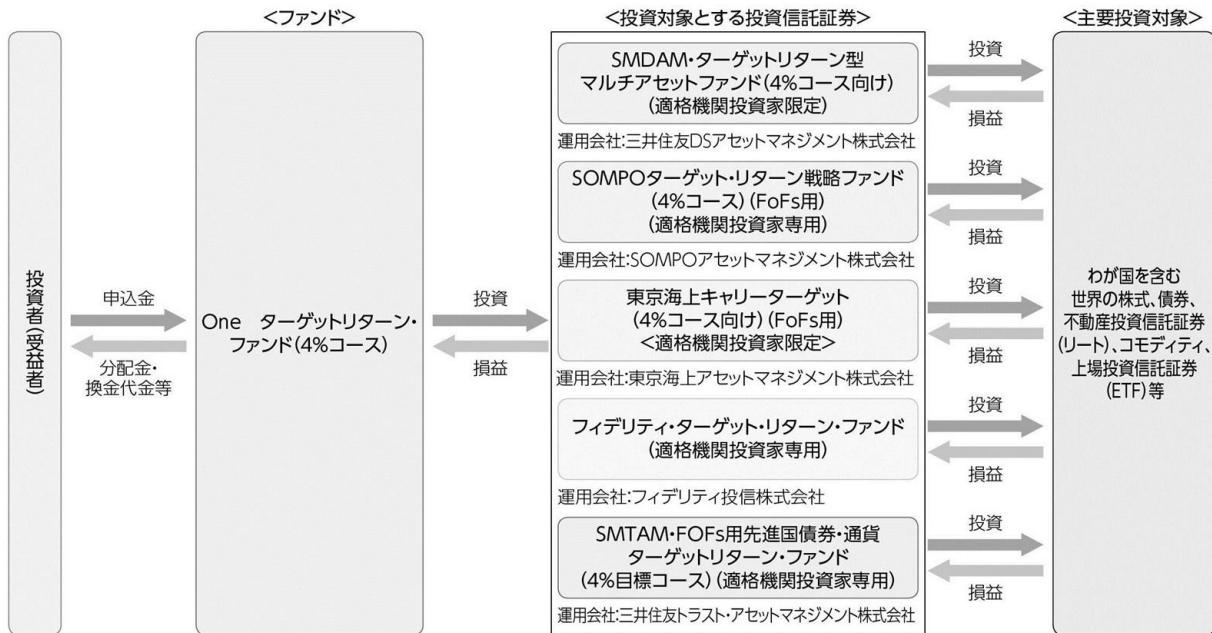
委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

●ファンド・オブ・ファンズ方式とは●

当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組入れて運用する仕組みを一般に「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



※2025年6月25日時点のものです。

※投資対象とする投資信託証券の概要については、後掲「(参考)当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

※投資対象とする投資信託証券については、適宜見直しを行います。この際、投資対象として定められていた投資信託証券が投資対象から除外されたり、新たな投資信託証券が投資対象として定められることがあります。

○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2025年3月31日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIA Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2025年3月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

<投資対象>

別に定める投資信託証券※を主要投資対象とします。なお、別に定める投資信託証券については、適宜見直しを行います。

※上記「別に定める投資信託証券」は、下記の表の通りです（以下「2 投資方針」において同じ。）。

SMDAM・ターゲットリターン型マルチアセットファンド（4%コース向け）（適格機関投資家限定）
SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド（4%コース）（F o F s用）（適格機関投資家専用）
東京海上キャリーターゲット（4%コース向け）（F o F s用）<適格機関投資家限定>
フィデリティ・ターゲット・リターン・ファンド（適格機関投資家専用）
SMTAM・F O F s用先進国債券・通貨ターゲットリターン・ファンド（4%目標コース）（適格機関投資家専用）

<投資態度>

- ①中長期的な目標リターンをめざして、別に定める投資信託証券を通じてわが国を含む世界各国の様々な資産へ分散投資を行います。
- ②運用にあたっては、主として、わが国を含む世界の株式、債券、不動産投資信託証券（リート）、コモディティおよびそれらを投資対象とする上場投資信託証券（E T F）を実質的な投資対象とする別に定める投資信託証券に投資します。なお、別に定める投資信託証券には、国内外の有価証券先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用するものを含みます。
- ③別に定める投資信託証券への投資配分については、均等配分を原則とします。
- ④別に定める投資信託証券への投資割合は、原則として高位とすることを基本とします。
- ⑤別に定める投資信託証券は適宜見直しを行います。この際、投資対象として定められていた別に定める投資信託証券が投資対象から除外されたり、新たな投資信託証券が投資対象として定められることがあります。
- ⑥ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記に掲げる別に定める投資信託証券を以下「投資信託証券」、3.の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考) 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	SMD AM・ターゲットリターン型マルチアセットファンド（4%コース向け） (適格機関投資家限定)
投資目的	信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	「マルチアセット・キャリーマザーファンド（安定成長型）」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>①マザーファンド受益証券への投資を通じて、先進国の国債を主要投資対象とするとともに、市場環境等に応じて先進国の株式への投資、債券先物取引、株価指数先物取引、先進国通貨の為替取引も利用し、中長期的な目標リターン（年率5%程度、信託報酬控除前）の獲得を目指して運用を行います。</p> <p>②債券への投資は、先進国の国債、あるいは債券先物取引等を通じて行います。</p> <p>③株式への投資は、上場投資信託証券（E T F）、あるいは株価指数先物取引等を通じて行います。</p> <p>④為替取引は、先進国通貨を対象とし、対円でのヘッジ目的以外にも活用します。</p> <p>⑤ポートフォリオのリスクに一定の上限を設けて運用を行います。</p> <p>⑥債券先物取引および株価指数先物取引の買建額を含めた実質的なエクスポージャーは、信託財産の純資産総額の概ね2倍程度を上限とします。</p> <p>⑦資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>①株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>④投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
運用会社 (委託会社)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
申込手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.363%（税抜0.33%）

ファンド名	S O M P O ターゲット・リターン戦略ファンド（4%コース）（F o F s用）（適格機関投資家専用）
投資目的	信託財産の中長期的な成長を目指します。
主要投資対象	「損保ジャパン日本債券マザーファンド」、「損保ジャパン外国債券マザーファンド」の受益証券ならびに、日本および先進国の債券、株式等、または日本および先

	進国の債券、株式等に投資する上場投資信託証券を主要投資対象とします。なお、短期金融資産に直接投資する場合があります。
投資態度	<p>①主として上記のマザーファンドの受益証券、日本および先進国の債券、株式等、または日本および先進国の債券、株式等に投資する上場投資信託証券等への投資を通じて、実質的に日本および先進国の債券、株式等に分散投資します。</p> <p>②外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。なお、先進国株式部分の米ドル建て以外の通貨建て資産については、米ドルに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。</p> <p>③各資産への配分比率は、信託財産の中期的な成長を目指し、当社開発のモデルに基づく一貫した投資判断（定量判断）により決定のうえ、機動的にリバランスします。</p> <p>④基準価額の下落リスクを抑制するため、純資産総額に対して日本株式および先進国株式部分の割合を0%まで引き下げ、短期金融資産を50%まで保有する場合があります。</p> <p>⑤資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>①株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑦投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑧有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。</p> <p>⑨スワップ取引は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。</p> <p>⑩金利先渡取引および為替先渡取引は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。</p> <p>⑪外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。</p>

	<p>⑫デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。</p> <p>⑬一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>⑭デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p>
運用会社 (委託会社)	S O M P O アセッタマネジメント株式会社
申込手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.374%（税抜0.34%）

ファンド名	東京海上キャリーターゲット（4%コース向け）（F o F s用）<適格機関投資家限定>
投資目的	主として「東京海上キャリーターゲットマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
主要投資対象	主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。
投資態度	<p>①主として国内外の株式、債券、上場投資信託証券（E T F）、株価指数先物取引、債券先物取引、金利先渡取引、外国為替予約取引、商品先物取引および、その他デリバティブ取引等を通じて、国内外の株式・債券・為替・金利およびコモディティ等へ投資する複数の運用戦略に分散投資を行うことを基本として運用するマザーファンド受益証券に投資します。</p> <p>※マザーファンドにおけるポートフォリオの構築にあたっては、複数の運用戦略に分散投資を行うことを基本とし、期待収益率の水準や相関性等を考慮して運用戦略の配分比率を調整します。</p> <p>②中長期的に安定的な収益の確保をめざして運用を行います。</p> <p>③当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。</p> <p>④Tokio Marine Asset Management (USA), Ltd. に、マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託します。</p> <p>⑤資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>⑥当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。</p>
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。

	<p>②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>④マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
運用会社 (委託会社)	東京海上アセットマネジメント株式会社
申込手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.352%（税抜0.32%）

ファンド名	フィデリティ・ターゲット・リターン・ファンド（適格機関投資家専用）
投資目的	投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主要投資対象	フィデリティ・ターゲット・リターン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要な投資対象とします。
投資態度	<p>①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界（日本を含みます。）の債券（ハイ・イールド債券、投資適格債券、エマージング・マーケット債券を含みます。）や金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式および上場投資信託証券等に投資を行ないます。また投資資産に関連するデリバティブ取引を行なうことがあります。</p> <p>②長期的な資産別見通しと投資効率性を重視した資産配分に、相場環境に応じた戦略的な判断も加えて、運用収益目標による長期的な資産の成長を目指した運用を行ないます。</p> <p>③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>④運用収益目標を達成するために、主として日本国債先物等を通じたレバレッジ取引を行なう場合があります。</p> <p>⑤実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、新興国資産については、為替ヘッジを行わないことがあります。また、それ以外の資産についても投資環境等により為替ヘッジを行わないことがあります。</p> <p>⑥資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。</p> <p>⑦FILインベストメンツ・インターナショナル（所在地：英国）およびFILインベストメント・マネジメント（シンガポール）・リミテッドに、マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託します。</p>
主な投資制限	①投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きま

	<p>す。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>④債券への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑤同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。(ただし、各国政府、政府系機関が発行または保証した債券は、この限りではありません。)</p> <p>⑥同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑦デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
運用会社 (委託会社)	フィデリティ投信株式会社
申込手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.374% (税抜0.34%)

ファンド名	SMT AM・F O F s 用先進国債券・通貨ターゲットリターン・ファンド (4%目標コース) (適格機関投資家専用)
投資目的	投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	G B C Aマザーファンド (ミドルリスク型) (以下、「マザーファンド」といいます。) の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本の円建短期公社債等に投資するとともに、先進国の債券先物取引及び世界主要通貨の為替予約取引を行うことで、絶対収益の獲得を目指します。(長期的な目標リターン(経費控除前で年率5%程度)の獲得を目指します。)</p> <p>②債券先物取引及び為替予約取引等は、原則として定量的手法に基づいた複数の運用戦略を組み合わせることで行います。</p> <p>③資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>①株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限</p>

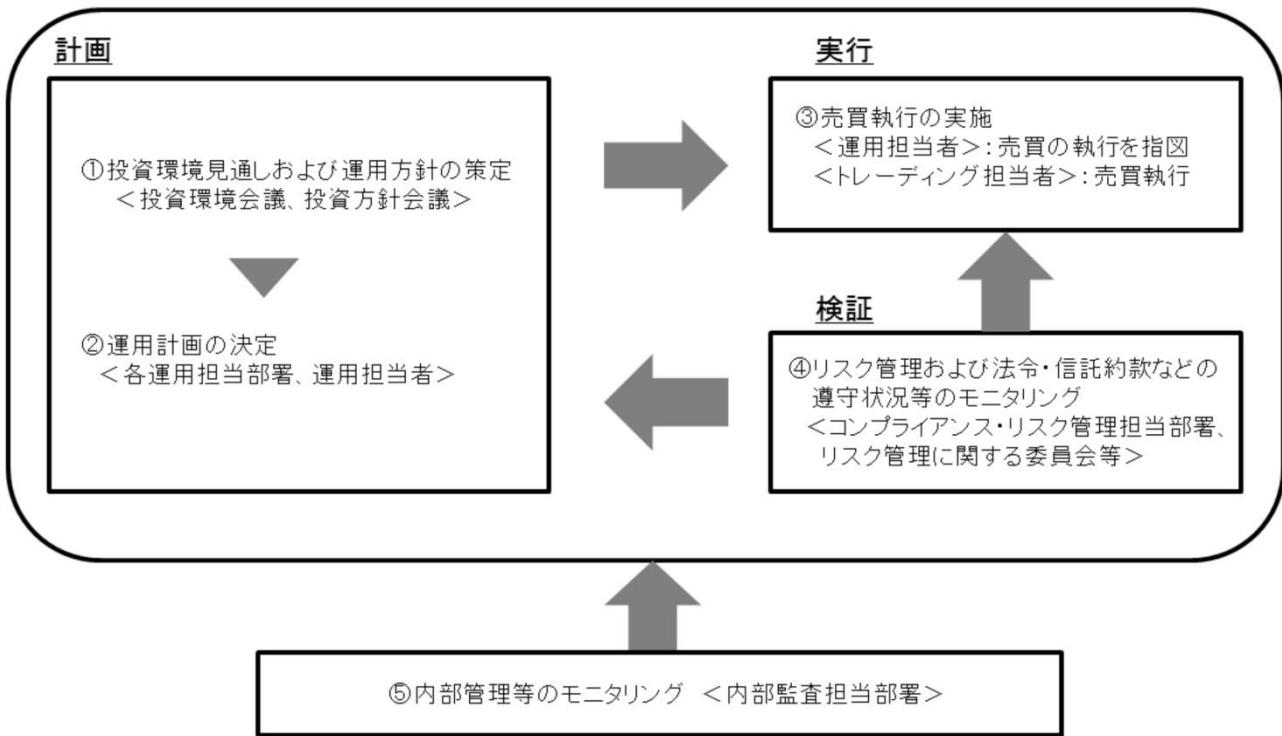
	<p>ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>④デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定しません。</p> <p>⑤為替予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。</p> <p>⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
運用会社 (委託会社)	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
申込手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.374%（税抜0.34%）

(注) 上記は、2025年6月25日現在、委託会社が知り得る情報に基づき作成しておりますが、今後、記載内容が変更になることがあります。また、記載内容はファンドの運用会社（委託会社）の情報に基づき作成したものであり、定義は当該ファンドに限定されます。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～80人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関する基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

②収益の分配方式

- (1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- (2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

再投資する場合の収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

①投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

②デリバティブ取引の直接利用は行いません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑤公社債の借入れの指図および範囲（約款第21条）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

2) 上記1)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4) 上記1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑥特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第22条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑦外国為替予約取引の指図（約款第23条）

1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

2) 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑧資金の借入れ（約款第29条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借り入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

＜基準価額の主な変動要因＞

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

○市場（価格変動）リスク

実質的に投資する資産の価格変動は、基準価額に影響をおよぼす場合があります。

当ファンドが投資を行う投資信託証券では、現物に加えデリバティブ取引等を通じて国内外の株式、債券、不動産投資信託証券（リート）、コモディティおよび上場投資信託証券（ETF）等の値動きのある資産等に投資を行います。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。

債券の価格は、金利変動等の影響を受けます。また金利変動は、債券・株式・リート・通貨等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があります。

リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更等の影響を受けます。

コモディティの価格は、商品の需給関係の変化、為替、金利の変化等様々な要因で変動します。

これらの資産は、上記の影響などを受け価格が変動するため、当ファンドの基準価額はその影響を受け、下落することがあります。

○資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

投資に際して資産配分を行う場合には、一般に当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響をおよぼします。国内外の株式、債券、リート、コモディティおよびETF等に投資を行う複数の投資信託証券を当ファンドが組入れた結果、ファンド全体として配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

○金利変動リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となる可能性があります。

金利の変動は、債券等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に債券の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。

○為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。各組入投資信託証券は各々の運用方針に基づき、為替による収益獲得を目的とした取引を行うことがあるほか、実質組入外貨建資産について、対円での為替ヘッジを行う場合があります。為替ヘッジを行わない実質組入外貨建資産については、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。為替ヘッジを行う場合は、為替リスクは低減されますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかるごとにご留意ください。

○デリバティブ取引等に関するリスク

各組入投資信託証券におけるデリバティブ取引等は、基準価額に影響をおよぼす場合があります。

各組入投資信託証券では、デリバティブ取引等を行う場合があります。取引の内容によっては、価格変動の基礎となる資産（原資産）以上の値動きをすることがあります。各組入投資信託証券は、各々の運用方針に基づき実質的に有価証券先物取引を使用する場合があるため、有価証券先物取引の価格変動により基準価額が上下します。先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。実質的に先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建てている場合は逆の結果となります。）。また、有価証券先物取引の値動きと市場全体の値動きは一致しない場合があります。

なお、各組入投資信託証券は、スワップ取引を行う場合があるため、金利の動きや発行体のクレジット動向等の影響を受けます。デリバティブ取引等においては、取引相手先の倒産等による契約不履行リスクを伴います。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあります、基準価額が下落する要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあります、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

○カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

各組入投資信託証券の投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。当ファンドは実質的に新興国の株式、債券等にも投資を行います。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式、債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式、債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

○投資信託証券に投資するリスク

組入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。

当ファンドが組入れる各投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響をおよぼします。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことです、受益者毎に異なります。
 - ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。
- 当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。
- 当ファンドは目標リターンを設定しております。目標リターンは中長期的にめざす目標であって、その達成を示唆あるいは保証するものではありません。

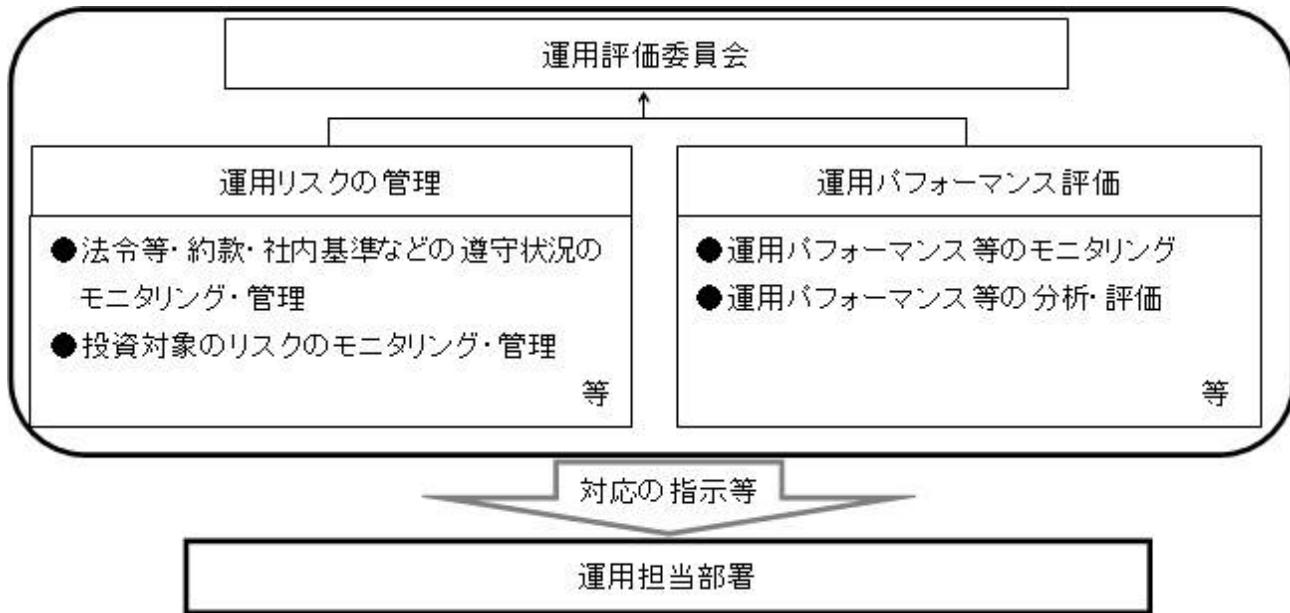
○注意事項

- ・当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

＜リスク管理体制＞

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

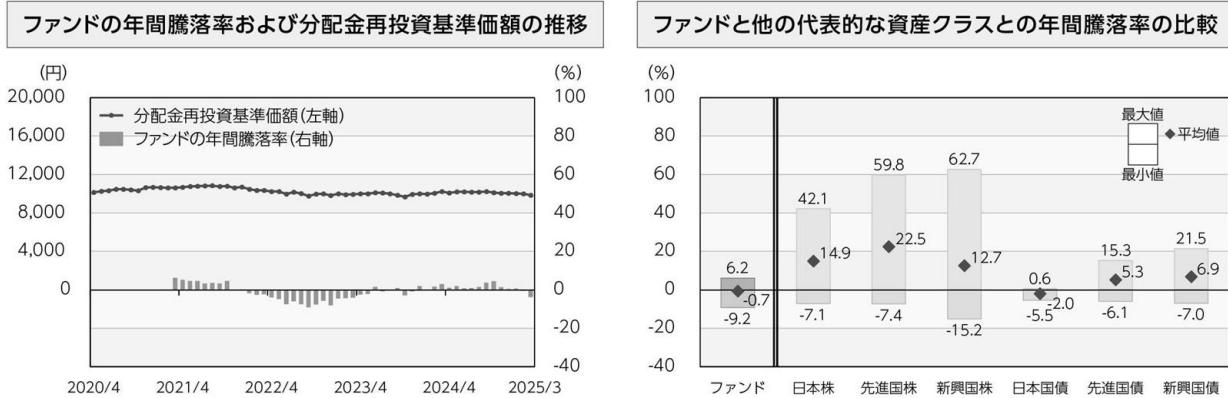
- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2025年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込日の翌々営業日の基準価額に以下の範囲内で販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

上限：1.65%（税抜1.5%）

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.726%（税抜0.66%） 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。		
	支払先	内訳（税抜）	主な役務
	委託会社	年率0.32%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.32%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
投資対象とする 投資信託証券	投資対象とする投資信託証券の純資産総額に対して年率0.352%～0.374%（税抜0.32%～0.34%）		
実質的な負担	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.0934%（税抜0.994%）概算 ※上記の概算は、ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託証券の信託報酬率を合わせた実質的な信託報酬率であり、ファンドが投資対象とする投資信託証券の資産配分に基づき算出したものです。この値は目安であり、投資対象とする投資信託証券の実際の組入比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、実質的な信託報酬率は概算で表示しています。		

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産留保額

ありません。

- ・その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6カ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④投資対象とする投資信託証券でかかる費用等は、間接的に当ファンドで負担します。当該費用は以下の通りです。

主な費用
組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、資産の保管などに要する費用、法定書類の作成などに要する費用などを負担する場合があります。 投資対象とする投資信託証券において上場投資信託証券に投資する場合には、信託報酬に加え、投資する上場投資信託証券に関連する費用がかかります。

※上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上場投資信託（ＥＴＦおよびリート）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託（ＥＴＦおよびリート）の費用は表示しておりません。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※当ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、申込形態が異なる場合で同一ファンドの受益権を取得する場合は申込形態別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

…(参考情報) ファンドの総経費率…

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.16%	0.73%	0.43%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年3月26日～2025年3月25日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする投資信託証券(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

2025年3月31日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	897,235,092	99.18
内　日本	897,235,092	99.18
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	7,455,027	0.82
純資産総額	904,690,119	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年3月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	フィデリティ・ターゲット・リターン・ファンド (適格機関投資家専用) 日本	投資信託受益証券	122,963,837	1.4677 180,486,319	1.4682 180,535,505	— —	19.96
2	東京海上キャリーターゲット（4%コース向け）（F o F s用）<適格機関投資家限定> 日本	投資信託受益証券	220,078,136	0.8185 180,155,962	0.8183 180,089,938	— —	19.91
3	SMTAM・F O F s用先進国債券・通貨ターゲットリターン・ファンド（4%目標コース）（適格機関投資家専用） 日本	投資信託受益証券	165,004,713	1.0839 178,865,108	1.0880 179,525,127	— —	19.84
4	SMDAM・ターゲットリターン型マルチアセットファンド（4%コース向け）（適格機関投資家限定） 日本	投資信託受益証券	204,646,847	0.8770 179,475,285	0.8727 178,595,303	— —	19.74
5	SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド（4%コース）（F o F s用） (適格機関投資家専用) 日本	投資信託受益証券	182,262,044	0.9803 178,689,707	0.9793 178,489,219	— —	19.73

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.18
合計	99.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2025年3月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2021年3月25日)	1,333	1,333	1.0593	1.0593
第2計算期間末 (2022年3月25日)	1,367	1,367	1.0351	1.0351
第3計算期間末 (2023年3月27日)	1,272	1,272	0.9904	0.9904
第4計算期間末 (2024年3月25日)	1,160	1,160	1.0227	1.0227
第5計算期間末 (2025年3月25日)	905	905	0.9861	0.9861
2024年3月末日	1,155	—	1.0240	—
4月末日	1,124	—	1.0094	—
5月末日	1,109	—	1.0202	—
6月末日	1,103	—	1.0205	—
7月末日	1,064	—	1.0172	—
8月末日	1,037	—	1.0166	—
9月末日	1,021	—	1.0228	—
10月末日	992	—	1.0116	—
11月末日	980	—	1.0060	—
12月末日	976	—	1.0055	—
2025年1月末日	966	—	1.0042	—
2月末日	956	—	1.0001	—
3月末日	904	—	0.9855	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	5.9
第2計算期間	△2.3
第3計算期間	△4.3
第4計算期間	3.3
第5計算期間	△3.6

(注) 収益率は期間騰落率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	1,285,112,875	25,747,123
第2計算期間	158,140,231	96,369,458
第3計算期間	71,337,327	107,704,494
第4計算期間	21,779,483	171,985,518
第5計算期間	5,123,450	221,690,615

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<<参考情報>>

データの基準日:2025年3月31日

基準価額・純資産の推移 《2020年3月27日～2025年3月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2020年3月27日)

分配の推移(税引前)

2021年 3月	0円
2022年 3月	0円
2023年 3月	0円
2024年 3月	0円
2025年 3月	0円
設定来累計	0円

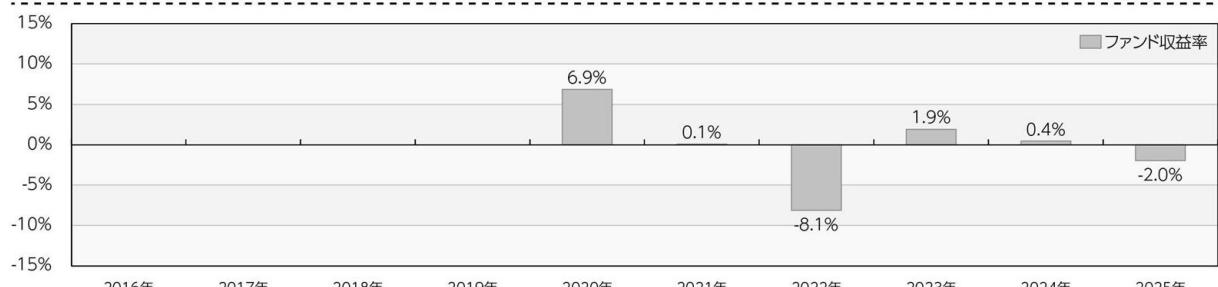
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	フィデリティ・ターゲット・リターン・ファンド(適格機関投資家専用)	19.96
2	東京海上キャリーターゲット(4%コース向け)(FoFs用)<適格機関投資家限定>	19.91
3	SMTAM・FOFs用先進国債券・通貨ターゲットリターン・ファンド(4%目標コース)(適格機関投資家専用)	19.84
4	SMDAM・ターゲットリターン型マルチアセットファンド(4%コース向け)(適格機関投資家限定)	19.74
5	SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド(4%コース)(FoFs用)(適格機関投資家専用)	19.73

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2020年は設定日から年末までの收益率、および2025年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

申込形態について詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定期定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、取得申込日またはその翌営業日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌々営業日の基準価額※とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することができます。）

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・お申込手数料

お申込日の翌々営業日の基準価額に以下の範囲内で販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

上限：1.65%（税抜1.5%）

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

※お申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※解約請求受付日またはその翌営業日が海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して7営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
内国投資信託証券	計算日の前営業日の基準価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、2020年3月27日（設定日）から原則として2030年3月25日までです。

※下記(5)その他 イ. 償還規定の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

a. 計算期間は、原則として毎年3月26日から翌年3月25日までとします。

b. 上記a. の規定にかかわらず、上記a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ. 償還規定

a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認められる場合、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ. 償還規定c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てすることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下ロ. 信託約款の変更等c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがいます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（2024年3月26日から2025年3月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているOne ターゲットリターン・ファンド（4%コース）の2024年3月26日から2025年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、One ターゲットリターン・ファンド（4%コース）の2025年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれおりません。

1 【財務諸表】

【One ターゲットリターン・ファンド（4%コース）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 2024年3月25日現在	第5期 2025年3月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,547,453	23,859,083
投資信託受益証券	1,150,402,065	898,674,322
流動資産合計	1,164,949,518	922,533,405
資産合計	1,164,949,518	922,533,405
負債の部		
流動負債		
未払解約金	335,310	13,804,738
未払受託者報酬	128,003	106,360
未払委託者報酬	4,097,421	3,404,892
その他未払費用	17,007	14,103
流動負債合計	4,577,741	17,330,093
負債合計	4,577,741	17,330,093
純資産の部		
元本等		
元本	1,134,563,323	917,996,158
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	25,808,454	△12,792,846
（分配準備積立金）	13,609,772	10,957,060
元本等合計	1,160,371,777	905,203,312
純資産合計	1,160,371,777	905,203,312
負債純資産合計	1,164,949,518	922,533,405

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2023年3月28日 至 2024年3月25日	第5期 自 2024年3月26日 至 2025年3月25日
営業収益		
受取利息	240	23,140
有価証券売買等損益	46,977,232	△28,727,743
営業収益合計	46,977,472	△28,704,603
営業費用		
支払利息	4,772	—
受託者報酬	268,666	227,832
委託者報酬	8,600,158	7,293,238
その他費用	35,706	30,231
営業費用合計	8,909,302	7,551,301
営業利益又は営業損失（△）	38,068,170	△36,255,904
経常利益又は経常損失（△）	38,068,170	△36,255,904
当期純利益又は当期純損失（△）	38,068,170	△36,255,904
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,545,925	△2,643,075
期首剩余金又は期首次損金（△）	△12,335,871	25,808,454
剩余金増加額又は欠損金減少額	1,628,256	49,992
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	1,628,256	—
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	—	49,992
剩余金減少額又は欠損金増加額	6,176	5,038,463
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—	5,038,463
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	6,176	—
分配金	—	—
期末剩余金又は期末欠損金（△）	25,808,454	△12,792,846

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5期 自 2024年3月26日 至 2025年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 2024年3月25日現在	第5期 2025年3月25日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1, 284, 769, 358円 21, 779, 483円 171, 985, 518円	1, 134, 563, 323円 5, 123, 450円 221, 690, 615円
2. 受益権の総数	1, 134, 563, 323口	917, 996, 158口
3. 元本の欠損	—	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12, 792, 846円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第4期 自 2023年3月28日 至 2024年3月25日	第5期 自 2024年3月26日 至 2025年3月25日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（12, 202, 733円）及び分配準備積立金（13, 609, 772円）より分配対象収益は25, 812, 505円（1万口当たり227. 51円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2, 384, 638円）及び分配準備積立金（10, 957, 060円）より分配対象収益は13, 341, 698円（1万口当たり145. 33円）でありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第4期 自 2023年3月28日 至 2024年3月25日	第5期 自 2024年3月26日 至 2025年3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	同左
-------------------	---	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2024年3月25日現在	第5期 2025年3月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第4期 2024年3月25日現在	第5期 2025年3月25日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）

投資信託受益証券	41,983,278	△27,862,145
合計	41,983,278	△27,862,145

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第4期 2024年3月25日現在	第5期 2025年3月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,0227円 (10,227円)	0.9861円 (9,861円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2025年3月25日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	SMDAM・ターゲットリターン型マルチアセットファンド(4%コース向け)(適格機関投資家限定)	205,789,312	180,477,226	
	SMTAM・F O F s用先進国債券・通貨ターゲットリターン・ファンド(4%目標コース)(適格機関投資家専用)	165,004,713	178,865,108	
	SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド(4%コース)(F o F s用)(適格機関投資家専用)	182,262,044	178,689,707	
	ファイデリティ・ターゲット・リターン・ファンド(適格機関投資家専用)	122,963,837	180,486,319	
	東京海上キャリーターゲット(4%コース向け)(F o F s用)<適格機関投資家限定>	220,078,136	180,155,962	
投資信託受益証券 合計		896,098,042	898,674,322	
合計			898,674,322	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「SMDAM・ターゲットリターン型マルチアセットファンド（4%コース向け）（適格機関投資家限定）」投資信託証券、「SMTAM・F O F s用先進国債券・通貨ターゲットリターン・ファンド（4%目標コース）（適格機関投資家専用）」投資信託証券、「SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド（4%コース）（F o F s用）（適格機関投資家専用）」投資信託証券、「フィデリティ・ターゲット・リターン・ファンド（適格機関投資家専用）」投資信託証券及び「東京海上キャリーターゲット（4%コース向け）（F o F s用）<適格機関投資家限定>」投資信託証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同投資信託の受益証券であります。

同投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

SMDAM・ターゲットリターン型マルチアセットファンド（4%コース向け）（適格機関投資家限定）

「SMDAM・ターゲットリターン型マルチアセットファンド（4%コース向け）（適格機関投資家限定）」は、「One Alpha ターゲットリターン・ファンド（4%コース）」が投資対象とする国内投資信託であります。以下は、当該ファンドの運用会社より提供を受けた直近の監査済み財務諸表であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第4期 (2024年1月10日現在)	第5期 (2025年1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,944	1,383
コール・ローン	231,101	234,651
親投資信託受益証券	238,940,938	186,861,909
未収入金	1,469,032	376,815
流動資産合計	240,645,015	187,474,758
資産合計	240,645,015	187,474,758
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,000,000	-
未払受託者報酬	26,794	22,147
未払委託者報酬	415,958	344,056
その他未払費用	25,646	10,389
流動負債合計	2,468,398	376,592
負債合計	2,468,398	376,592
純資産の部		
元本等		
元本	262,249,967	212,638,087
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△24,073,350	△25,539,921
(分配準備積立金)	15,764,539	15,209,157
元本等合計	238,176,617	187,098,166
純資産合計	238,176,617	187,098,166
負債純資産合計	240,645,015	187,474,758

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第4期	第5期
	自 2023年1月11日	自 2024年1月11日
	至 2024年1月10日	至 2025年1月10日
営業収益		
受取利息	—	162
有価証券売買等損益	11,936,197	△4,291,734
営業収益合計	11,936,197	△4,291,572
営業費用		
受託者報酬	54,245	46,971
委託者報酬	842,175	729,530
その他費用	25,646	10,389
営業費用合計	922,066	786,890
営業利益又は営業損失 (△)	11,014,131	△5,078,462
経常利益又は経常損失 (△)	11,014,131	△5,078,462
当期純利益又は当期純損失 (△)	11,014,131	△5,078,462
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	751,845	942,280
期首剰余金又は期首次損金 (△)	△37,554,642	△24,073,350
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,580,351	4,554,171
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	3,580,351	4,554,171
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	361,345	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	361,345	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△24,073,350	△25,539,921

(3) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	第5期 自 2024年1月11日 至 2025年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適當ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 (2024年1月10日現在)	第5期 (2025年1月10日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	262, 249, 967口	212, 638, 087口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 24, 073, 350円	元本の欠損 25, 539, 921円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9082円 (1万口当たりの純資産額9,082円)	1口当たり純資産額 0.8799円 (1万口当たりの純資産額8,799円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

項目	第4期 自 2023年1月11日 至 2024年1月10日	第5期 自 2024年1月11日 至 2025年1月10日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (4,199,585円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,926,413円)、および分配準備積立金(11,564,954円)より、分配対象収益は17,690,952円(1万口当たり674.58円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (2,426,936円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,027,501円)、および分配準備積立金(12,782,221円)より、分配対象収益は16,236,658円(1万口当たり763.58円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第5期 自 2024年1月11日 至 2025年1月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期 (2025年1月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第4期（自 2023年1月11日 至 2024年1月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	11,204,453円
合計	11,204,453円

第5期（自 2024年1月11日 至 2025年1月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△5,341,320円
合計	△5,341,320円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期 自 2024年1月11日 至 2025年1月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘査して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第4期 (2024年1月10日現在)	第5期 (2025年1月10日現在)
期首元本額	286,217,124円	262,249,967円
期中追加設定元本額	3,361,345円	-円
期中一部解約元本額	27,328,502円	49,611,880円

(4) 附属明細表

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	マルチアセット・キャリーマザーファンド (安定成長型)	208,644,383	186,861,909	
	親投資信託受益証券 小計		186,861,909	
合計			186,861,909	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

SMDAM・ターゲットリターン型マルチアセットファンド（4%コース向け）（適格機関投資家限定）は、「マルチアセット・キャリーマザーファンド（安定成長型）」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

マルチアセット・キャリーマザーファンド（安定成長型）

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年1月10日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	27,192,206
金銭信託	18,418
コール・ローン	3,125,891
国債証券	475,022,021
投資信託受益証券	83,710,442
投資証券	100,792,751
派生商品評価勘定	827,245
未収配当金	167,889
未収利息	1,618,382
前払費用	12,282
差入委託証拠金	43,746,440
流動資産合計	736,233,967
資産合計	736,233,967
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	16,541,793
未払解約金	376,815
流動負債合計	16,918,608
負債合計	16,918,608
純資産の部	
元本等	
元本	803,205,240
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△83,889,881
元本等合計	719,315,359
純資産合計	719,315,359
負債純資産合計	736,233,967

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2024年1月11日 至 2025年1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

項目	自 2024年1月11日 至 2025年1月10日
	<p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかつた有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適當ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準 及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年1月10日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	803,205,240口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6 第10号に規定する額	元本の欠損 83,889,881円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8956円 (1万口当たりの純資産額8,956円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年1月11日 至 2025年1月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。

項目	自 2024年1月11日 至 2025年1月10日
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、投資信託受益証券、投資証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年1月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

項目	(2025年1月10日現在)
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、投資信託受益証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年1月10日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち 1年超	
市場取引	債券先物取引 買建			
	US 5YR NOTE (CBT) MAR25	101,484,830	-	100,676,632 △808,198
	US LONG BOND (CBT) MAR25	130,554,108	-	124,151,528 △6,402,580
	EURO-BUND FUTURE MAR25	22,059,661	-	21,411,518 △648,143
	EURO-OAT FUTURE MAR25 小計	223,470,913 477,569,512	- -	217,810,247 464,049,925 △5,660,666 △13,519,587
合計		477,569,512	-	464,049,925 △13,519,587

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち 1年超	
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建			
	アメリカ・ドル	5,506,897	-	5,523,857 16,960
	カナダ・ドル	28,967,079	-	29,613,168 646,089
	オーストラリア・ドル	1,763,040	-	1,758,988 △4,052
	イギリス・ポンド	2,935,212	-	2,911,528 △23,684
	ユーロ	18,744,854	-	18,698,850 △46,004

	小計	57,917,082	-	58,506,391	589,309
売建					
アメリカ・ドル	56,460,720	-	57,669,072	△1,208,352	
オーストラリア・ドル	62,823,410	-	63,831,749	△1,008,339	
イギリス・ポンド	113,459,489	-	113,297,279	162,210	
ユーロ	59,317,911	-	60,047,699	△729,788	
小計	292,061,530	-	294,845,799	△2,784,269	
合 計	349,978,612	-	353,352,190	△2,194,960	

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年1月11日
至 2025年1月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年1月10日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	853,940,947円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	50,735,707円
2025年1月10日現在の元本の内訳	
SMDAM・ターゲットリターン型マルチアセットファンド（4%コース向け）（適格機関投資家限定）	208,644,383円
トータルヘッジ用ファンドSMT1号<適格機関投資家限定>	594,560,857円
合 計	803,205,240円

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	オーストラリア・ドル	ACGB 3.75 04/21/37	960,000.00	884,496.00	
	オーストラリア・ドル小計		960,000.00	884,496.00 (86,618,693)	
	イギリス・ポンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	570,000.00	348,013.50	
		イギリス・ポンド小計		348,013.50 (67,716,467)	
		ユーロ FRTR 2 05/25/48	100,000.00	72,411.00	
	ユーロ小計		100,000.00	72,411.00 (11,792,131)	
	日本・円	373 10年国債	147,000,000	140,906,850	
		171 20年国債	204,000,000	167,987,880	
	日本・円小計		351,000,000	308,894,730	
国債証券合計				475,022,021 (166,127,291)	
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	SPDR S&P 500 ETF TRUST	600.00	353,694.00	
	アメリカ・ドル小計		600.00	353,694.00 (55,947,317)	
	日本・円	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	9,750	27,763,125	
	日本・円小計		9,750	27,763,125	
	投資信託受益証券合計			83,710,442 (55,947,317)	
投資証券	イギリス・ポンド	ISHARES CORE FTSE 100	37,450.00	302,858.15	
	イギリス・ポンド小計		37,450.00	302,858.15 (58,930,139)	
	ユーロ	ISHARES CORE DAX DE EUR ACC	1,520.00	257,062.40	
	ユーロ小計		1,520.00	257,062.40 (41,862,612)	
	投資証券合計			100,792,751 (100,792,751)	
合計				659,525,214 (322,867,359)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入 投資信託受益証券 時価比率	組入債券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券	1銘柄	7.8%	-	-	17.3%
オーストラリア・ドル	国債証券	1銘柄	-	12.0%	-	26.8%
イギリス・ポンド	国債証券	1銘柄	-	9.4%	-	21.0%
	投資証券	1銘柄	-	-	8.2%	18.3%
ユーロ	国債証券	1銘柄	-	1.6%	-	3.7%
	投資証券	1銘柄	-	-	5.8%	13.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「SMTAM・F O F s 用先進国債券・通貨ターゲットリターン・ファンド（4%目標コース）（適格機関投資家専用）」は、「One ターゲットリターン・ファンド（4%コース）」が投資対象とする国内投資信託であります。以下は、当該ファンドの運用会社より提供を受けた直近の監査済み財務諸表であります。

(1) 貸借対照表

期別	第3期 (2023年 2月20日現在)	第4期 (2024年 2月20日現在)
項目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,147,190	3,167,801
親投資信託受益証券	255,177,077	226,532,205
未収入金	500,679	-
流動資産合計	258,824,946	229,700,006
資産合計	258,824,946	229,700,006
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	43,556	38,890
未払委託者報酬	450,000	401,730
未払利息	1	-
その他未払費用	7,193	6,415
流動負債合計	500,750	447,035
負債合計	500,750	447,035
純資産の部		
元本等		
元本	231,714,689	206,732,388
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	26,609,507	22,520,583
（分配準備積立金）	24,513,644	21,776,141
元本等合計	258,324,196	229,252,971
純資産合計	258,324,196	229,252,971
負債純資産合計	258,824,946	229,700,006

(2) 損益及び剩余金計算書

期別	第3期	第4期
	自 2022年 2月22日 至 2023年 2月20日	自 2023年 2月21日 至 2024年 2月20日
項目	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取利息	12	10
有価証券売買等損益	29,798,054	358,816
営業収益合計	29,798,066	358,826
営業費用		
支払利息	1,141	1,205
受託者報酬	88,315	80,802
委託者報酬	912,409	834,714
その他費用	14,587	13,337
営業費用合計	1,016,452	930,058
営業利益又は営業損失 (△)	28,781,614	△571,232
経常利益又は経常損失 (△)	28,781,614	△571,232
当期純利益又は当期純損失 (△)	28,781,614	△571,232
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	3,314,648	652,482
期首剩余金又は期首次損金 (△)	1,374,058	26,609,507
剩余金増加額又は欠損金減少額	—	106,345
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	—	106,345
剩余金減少額又は欠損金増加額	231,517	2,971,555
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	231,517	2,971,555
分配金	—	—
期末剩余金又は期末欠損金 (△)	26,609,507	22,520,583

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

	第3期 (2023年 2月20日現在)	第4期 (2024年 2月20日現在)
1. 計算期間の末日に おける受益権の総 数	231, 714, 689口	206, 732, 388口
2. 計算期間の末日に おける1単位当た りの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) (11, 148円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) (11, 089円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第3期 自 2022年 2月22日 至 2023年 2月20日	第4期 自 2023年 2月21日 至 2024年 2月20日
分配金の計算過程	
項目	
費用控除後の配当等収益額	A 155, 450円
費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	B 23, 043, 676円
収益調整金額	C 2, 095, 863円
分配準備積立金額	D 1, 314, 518円
当ファンドの分配対象収益 額	E=A+B+C+D 26, 609, 507円
当ファンドの期末残存口数	F 231, 714, 689口
1万口当たり収益分配対象 額	G=E/F×10, 000 1, 148円
1万口当たり分配金額	H 一円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000 一円
項目	
費用控除後の配当等収益額	A 一円
費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	B 一円
収益調整金額	C 744, 442円
分配準備積立金額	D 21, 776, 141円
当ファンドの分配対象収益 額	E=A+B+C+D 22, 520, 583円
当ファンドの期末残存口数	F 206, 732, 388口
1万口当たり収益分配対象 額	G=E/F×10, 000 1, 089円
1万口当たり分配金額	H 一円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000 一円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第4期 自 2023年 2月21日 至 2024年 2月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第4期 (2024年 2月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第3期 自 2022年 2月22日 至 2023年 2月20日	第4期 自 2023年 2月21日 至 2024年 2月20日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	278, 668, 517円	231, 714, 689円
期中追加設定元本額	一円	893, 656円
期中一部解約元本額	46, 953, 828円	25, 875, 957円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3期 (2023年 2月20日現在)	第4期 (2024年 2月20日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	26, 275, 210	△368, 419
合計	26, 275, 210	△368, 419

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	G B C Aマザーファンド (ミドルリスク型)	201, 058, 139	226, 532, 205	
	合計	201, 058, 139	226, 532, 205	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド（4%コース）（F o F s用）（適格機関投資家専用）

「SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド（4%コース）（F o F s用）（適格機関投資家専用）」は、「Oneターゲットリターン・ファンド（4%コース）」が投資対象とする国内投資信託であります。

以下は、当該ファンドの運用会社より提供を受けた直近の監査済み財務諸表であります。

（1）貸借対照表

科 目	第4期 2024年1月22日現在	第5期 2025年1月20日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	7,712	9,616
コール・ローン	1,063,220	58,158,593
投資信託受益証券	78,100,912	39,251,586
親投資信託受益証券	159,726,236	96,595,476
派生商品評価勘定	—	161,376
未収利息	—	175
流動資産合計	238,898,080	194,176,822
資産合計	238,898,080	194,176,822
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,225,617	—
未払受託者報酬	82,397	70,181
未払委託者報酬	851,246	725,076
未払利息	3	—
その他未払費用	9,577	11,696
流動負債合計	2,168,840	806,953
負債合計	2,168,840	806,953
純資産の部		
元本等		
元本	240,498,724	195,452,484
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,769,484	△2,082,615
元本等合計	236,729,240	193,369,869
純資産合計	236,729,240	193,369,869
負債純資産合計	238,898,080	194,176,822

(2) 損益及び剩余金計算書

	第4期 自 2023年1月21日 至 2024年1月22日	第5期 自 2024年1月23日 至 2025年1月20日
科 目	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取配当金	868, 831	1, 137, 967
受取利息	—	13, 112
有価証券売買等損益	7, 862, 564	3, 302, 059
為替差損益	△1, 044, 712	△1, 908, 711
営業収益合計	7, 686, 683	2, 544, 427
営業費用		
支払利息	7, 252	1, 422
受託者報酬	82, 397	70, 181
委託者報酬	851, 246	725, 076
その他費用	110, 359	107, 119
営業費用合計	1, 051, 254	903, 798
営業利益又は営業損失 (△)	6, 635, 429	1, 640, 629
経常利益又は経常損失 (△)	6, 635, 429	1, 640, 629
当期純利益又は当期純損失 (△)	6, 635, 429	1, 640, 629
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	314, 625	659, 795
期首剩余金又は期首次損金 (△)	△11, 105, 664	△3, 769, 484
剩余金増加額又は欠損金減少額	1, 015, 376	706, 035
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	1, 015, 376	706, 035
剩余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剩余金又は期末欠損金 (△)	△3, 769, 484	△2, 082, 615

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年1月20日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2024年1月22日としております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	第4期 2024年1月22日現在	第5期 2025年1月20日現在
1. 受益権の総数	240,498,724口	195,452,484口
2. 元本の欠損	3,769,484円	2,082,615円
3. 計算期間の末日に おける1単位当た りの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.9843円 (9,843円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.9893円 (9,893円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第4期 自 2023年1月21日 至 2024年1月22日	第5期 自 2024年1月23日 至 2025年1月20日
1. その他費用	その他費用の内訳は、監査費用（9,470円）、カストディフィー（66,573円）、その他（34,316円）となっております。	その他費用の内訳は、監査費用（11,696円）、カストディフィー（88,741円）、その他（6,682円）となっております。
2. 分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益（2,603,682円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,152,858円）及び分配準備積立金（10,392,123円）より分配対象収益は14,148,663円（1万口当たり588.29円）であります、分配を行っておりません。	計算期間末における経費控除後の配当等収益（2,334,130円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（936,924円）及び分配準備積立金（10,561,645円）より分配対象収益は13,832,699円（1万口当たり707.71円）であります、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第4期 自 2023年1月21日 至 2024年1月22日	第5期 自 2024年1月23日 至 2025年1月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>為替予約取引は外貨の送回金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク</p> <p>金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク</p> <p>各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク</p> <p>必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告とともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額 자체がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2024年1月22日現在	第5期 2025年1月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p>	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 2024年1月22日現在	第5期 2025年1月20日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	第4期 自 2023年1月21日 至 2024年1月22日	第5期 自 2024年1月23日 至 2025年1月20日
期首元本額	264, 699, 475円	240, 498, 724円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中一部解約元本額	24, 200, 751円	45, 046, 240円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期 2024年1月22日現在		第5期 2025年1月20日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額（円）		当期の損益に含まれた評価差額（円）	
投資信託受益証券		4, 275, 243		723, 315
親投資信託受益証券		△1, 575, 965		△1, 464, 343
合計		2, 699, 278		△741, 028

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	第4期 2024年1月22日 現在			第5期 2025年1月20日 現在				
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)		
		うち1年 超	うち1年 超					
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建	49, 237, 348	－	50, 462, 965	△1, 225, 617	18, 307, 485	－	18, 146, 109	161, 376

ドル	49,237,348	—	50,462,965	△1,225,617	18,307,485	—	18,146,109	161,376
合計	49,237,348	—	50,462,965	△1,225,617	18,307,485	—	18,146,109	161,376

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

(ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2025年1月20日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	TOP INDEX連動型上場投資信託	6,980	19,854,610	
	日本円 小計		6,980	19,854,610	
	ドル	ISHARES CORE S&P 500 ETF	124	74,432.24	
		VANGUARD FTSE EUROPE ETF	766	49,843.62	
	ドル 小計		890	124,275.86	
				(19,396,976)	
投資信託受益証券 合計			7,870	39,251,586	
				(19,396,976)	
親投資信託受益証券	日本円	損保ジャパン日本債券マザーファンド	35,798,202	48,213,018	
		損保ジャパン外国債券マザーファンド	34,966,003	48,382,458	
親投資信託受益証券 合計			70,764,205	96,595,476	
合計				135,847,062	
				(19,396,976)	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比 率
ドル	投資信託受益証券 2銘柄	10.03%	14.28%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項（デリバティブ取引等に関する注記）において表示した表は、「投資信託財産計算規則」附属明細表別紙様式第1号第3デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表に求められている項目（記載上の注意を含む。）を満たしているため、省略いたします。

(参考)

S O M P O ターゲット・リターン戦略ファンド（4 %コース）（F o F s用）（適格機関投資家専用）の主要投資対象の状況は以下のとおりです。

*なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン日本債券マザーファンド

貸借対照表

	2024年1月22日現在	2025年1月20日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,227,115,996	346,286,927
国債証券	21,151,738,700	22,535,695,300
地方債証券	991,918,000	191,041,000
特殊債券	847,945,222	429,329,669
社債券	5,781,741,000	8,676,869,000
未収入金	—	481,045,000
未収利息	37,797,004	56,355,453
前払費用	7,694,465	5,610,760
流動資産合計	30,045,950,387	32,722,233,109
資産合計	30,045,950,387	32,722,233,109
負債の部		
流動負債		
未払金	800,000,000	500,000,000
未払利息	3,630	—
その他未払費用	21,342	—
流動負債合計	800,024,972	500,000,000
負債合計	800,024,972	500,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	21,076,478,519	23,925,162,806
剩余金		
剩余金又は欠損金（△）	8,169,446,896	8,297,070,303
元本等合計	29,245,925,415	32,222,233,109
純資産合計	29,245,925,415	32,222,233,109
負債純資産合計	30,045,950,387	32,722,233,109

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	2024年1月22日現在	2025年1月20日現在
1. 受益権の総数	21,076,478,519口	23,925,162,806口
2. 計算期間の末日に おける1単位当た りの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1,3876円 (13,876円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1,3468円 (13,468円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年1月21日 至 2024年1月22日	自 2024年1月23日 至 2025年1月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品 に係るリスク	<p>（1）金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク</p> <p>金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク</p> <p>各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク</p> <p>必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する</p>	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	-------------------------	--	--	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年1月22日現在	2025年1月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年1月22日現在	2025年1月20日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2023年1月21日 至 2024年1月22日	自 2024年1月23日 至 2025年1月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	17,753,615,037円	21,076,478,519円
同期中追加設定元本額	4,655,830,298円	5,182,715,260円
同期中一部解約元本額	1,332,966,816円	2,334,030,973円
元本の内訳*		
SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド（2%コース）（F o F s用）（適格機関投資家専用）	27,412,097円	14,991,657円
SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド（4%コース）（F o F s用）（適格機関投資家専用）	57,744,806円	35,798,202円
損保ジャパン国内債券ファンド（適格機関投資家専用）	2,020,437,446円	1,446,422,932円
マルチアセット戦略ファンド（4%型）（非課税適格機関投資家専用）	201,128,715円	408,469,478円
損保ジャパン日本債券ファンド	978,724,366円	944,613,345円
ハッピーエイジング20	341,406,568円	439,037,574円
ハッピーエイジング30	1,333,181,976円	1,676,845,194円
ハッピーエイジング40	6,356,053,720円	7,408,281,073円
ハッピーエイジング50	4,492,915,830円	5,197,537,315円
ハッピーエイジング60	2,870,871,667円	3,052,624,580円
好配当グローバルREITプレミアム・ファン	111,357,740円	95,577,685円

ド 通貨セレクトコース SOMPOターゲットイヤー・ファンド203 5	1,511,014,835円	2,085,457,700円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド204 5	551,268,821円	775,887,476円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド205 5	209,512,465円	319,510,551円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド206 5	11,063,414円	20,701,752円
SOMPO世界分散ファンド（安定型）<DC 年金>	1,748,673円	2,013,570円
SOMPO世界分散ファンド（安定成長型）< DC年金>	406,779円	818,835円
SOMPO世界分散ファンド（成長型）<DC 年金>	228,601円	573,887円
計	21,076,478,519円	23,925,162,806円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年1月22日現在	2025年1月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△149,089,800	△191,442,900
地方債証券	1,196,000	△2,359,000
特殊債券	△4,635,611	△5,053,035
社債券	△8,240,000	△40,463,000
合計	△160,769,411	△239,317,935

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年1月20日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第456回利付国債（2年）	50,000,000	49,811,500	
	第459回利付国債（2年）	2,150,000,000	2,141,335,500	
	第460回利付国債（2年）	50,000,000	49,835,500	
	第463回利付国債（2年）	2,200,000,000	2,192,674,000	

第465回利付国債（2年）	1,300,000,000	1,294,657,000	
第155回利付国債（5年）	250,000,000	247,180,000	
第156回利付国債（5年）	500,000,000	492,930,000	
第165回利付国債（5年）	850,000,000	834,504,500	
第171回利付国債（5年）	1,800,000,000	1,767,438,000	
第173回利付国債（5年）	570,000,000	563,986,500	
第14回利付国債（40年）	160,000,000	93,339,200	
第15回利付国債（40年）	100,000,000	63,958,000	
第16回利付国債（40年）	330,000,000	229,574,400	
第351回利付国債（10年）	430,000,000	420,914,100	
第360回利付国債（10年）	150,000,000	143,688,000	
第367回利付国債（10年）	400,000,000	378,312,000	
第368回利付国債（10年）	150,000,000	141,357,000	
第369回利付国債（10年）	1,000,000,000	961,920,000	
第373回利付国債（10年）	620,000,000	594,350,600	
第374回利付国債（10年）	390,000,000	379,473,900	
第375回利付国債（10年）	800,000,000	797,280,000	
第38回利付国債（30年）	100,000,000	99,795,000	
第43回利付国債（30年）	240,000,000	232,696,800	
第48回利付国債（30年）	310,000,000	281,365,300	
第49回利付国債（30年）	160,000,000	144,776,000	
第53回利付国債（30年）	250,000,000	188,077,500	
第55回利付国債（30年）	50,000,000	39,053,000	
第58回利付国債（30年）	300,000,000	231,303,000	
第60回利付国債（30年）	510,000,000	399,671,700	
第68回利付国債（30年）	20,000,000	13,961,000	
第71回利付国債（30年）	90,000,000	63,471,600	
第72回利付国債（30年）	100,000,000	70,191,000	
第74回利付国債（30年）	100,000,000	75,552,000	
第75回利付国債（30年）	180,000,000	146,534,400	
第76回利付国債（30年）	100,000,000	83,236,000	
第77回利付国債（30年）	50,000,000	43,568,500	
第78回利付国債（30年）	250,000,000	206,775,000	
第80回利付国債（30年）	80,000,000	72,525,600	
第83回利付国債（30年）	440,000,000	434,183,200	
第113回利付国債（20年）	180,000,000	190,432,800	

第131回利付国債（20年）	30,000,000	31,538,100	
第148回利付国債（20年）	50,000,000	51,685,500	
第149回利付国債（20年）	540,000,000	557,469,000	
第150回利付国債（20年）	320,000,000	326,812,800	
第151回利付国債（20年）	160,000,000	160,140,800	
第152回利付国債（20年）	70,000,000	69,936,300	
第153回利付国債（20年）	260,000,000	261,679,600	
第154回利付国債（20年）	580,000,000	576,723,000	
第159回利付国債（20年）	150,000,000	137,397,000	
第162回利付国債（20年）	100,000,000	90,422,000	
第167回利付国債（20年）	310,000,000	269,966,600	
第168回利付国債（20年）	410,000,000	349,971,900	
第169回利付国債（20年）	180,000,000	150,481,800	
第170回利付国債（20年）	810,000,000	673,336,800	
第171回利付国債（20年）	200,000,000	165,312,000	
第176回利付国債（20年）	800,000,000	664,400,000	
第182回利付国債（20年）	130,000,000	116,399,400	
第183回利付国債（20年）	880,000,000	825,607,200	
第188回利付国債（20年）	210,000,000	200,726,400	
国債証券 合計	23,950,000,000	22,535,695,300	
地方債証券	第807回東京都公募公債	100,000,000	95,496,000
	令和2年度第10回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	95,545,000
地方債証券 合計	200,000,000	191,041,000	
特殊債券	第3回地方公共団体金融機構債券（15年）	300,000,000	302,853,000
	第78回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	80,517,000
	第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,738,000	16,030,412
	第65回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	30,057,000	29,929,257
特殊債券 合計	445,795,000	429,329,669	
社債券	第1回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円 貨社債（劣後特約付）	100,000,000	100,003,000
	第17回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 期限前償還条項付非	100,000,000	99,789,000
	第15回クレディ・アグリコル・エス・エー期 限前償還条項付非上	300,000,000	297,915,000
	第10回ロイズ・バンキング・グループ・ビー エルシー期限前償還	100,000,000	99,822,000
	第1回アサヒホールディングス株式会社利払繰	200,000,000	199,922,000

延条項・期限前			
第2回不二製油グループ本社株式会社利払繰延条項・期限前償還条	100,000,000	98,811,000	
第1回帝人株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債	100,000,000	95,767,000	
第3回日本酸素ホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定)	300,000,000	297,351,000	
第2回武田薬品工業株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	300,000,000	299,154,000	
第3回アステラス製薬株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約)	300,000,000	297,399,000	
第11回住友三井オートサービス株式会社無担保社債(社債間限定)	300,000,000	293,772,000	
ENEOSホールディングス株式会社第1回利払繰延条項・期限前	200,000,000	197,550,000	
第4回ENEOSホールディングス株式会社利払繰延条項・期限前	200,000,000	197,228,000	
第1回ジェイエフイーホールディングス無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	195,016,000	
第1回パナソニック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	200,000,000	197,788,000	
第2回パナソニック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	100,000,000	96,607,000	
第24回パナソニックホールディングス株式会社無担保社債(社	300,000,000	295,464,000	
第27回JA三井リース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特	300,000,000	296,511,000	
第3回株式会社かんぽ生命保険利払繰延条項・期限前償還条項付無	200,000,000	194,272,000	
第4回株式会社かんぽ生命保険利払繰延条項・期限前償還条項付無	100,000,000	98,188,000	
第1回ニプロ利払繰延条項・期限前償還条項付無担	100,000,000	99,787,000	
第24回イオン株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)(200,000,000	196,174,000	
第17回NTTファイナンス株式会社無担保社債(日本電信電話保	200,000,000	195,924,000	
第36回NTTファイナンス株式会社無担保社債(社債間限定同順	400,000,000	394,832,000	
第40回東京センチュリー株式会社無担保社債(社債間限定同順位	100,000,000	98,056,000	
第37回SBIホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定	300,000,000	297,012,000	
第42回SBIホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定	300,000,000	300,063,000	
第1回オリックス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	100,000,000	99,942,000	
第6回オリックス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	100,000,000	98,515,000	

第7回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債（社債間限定同順）	200,000,000	197,114,000	
第2回株式会社T & Dホールディングス無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	99,981,000	
第6回東日本旅客鉄道株式会社サステナビリティボンド・無担保普	100,000,000	95,893,000	
第30回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債（社債間限定同順位特	200,000,000	204,472,000	
第1回株式会社商船三井利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	100,000,000	100,134,000	
第1回関西電力株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	200,000,000	197,418,000	
第562回関西電力株式会社社債（一般担保付）	200,000,000	192,490,000	
第1回中国電力株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	100,000,000	91,742,000	
第1回東北電力株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	200,000,000	200,006,000	
第1回九州電力株式会社利払繰延条項・期限前	200,000,000	199,870,000	
第65回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	200,000,000	196,468,000	
第80回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	200,000,000	199,886,000	
第22回株式会社J E R A無担保社債（社債間限定同順位特約付）	300,000,000	296,859,000	
第5回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債（社債間	200,000,000	192,814,000	
第3回第一生命ホールディングス永久社債（劣後特約付）	200,000,000	188,000,000	
第3回A号富国生命劣後F R	200,000,000	196,656,000	
大樹生命保険株式会社第1回利払繰延条項・期限前	100,000,000	98,432,000	
社債券 合計	8,800,000,000	8,676,869,000	
合計		31,832,934,969	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

損保ジャパン外国債券マザーファンド

貸借対照表

	2024年1月22日現在	2025年1月20日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	15, 596, 730	16, 940, 085
コール・ローン	28, 836, 423	4, 022, 334
国債証券	1, 557, 193, 257	1, 636, 508, 093
派生商品評価勘定	—	17, 889, 514
未収利息	12, 068, 465	13, 077, 574
前払費用	2, 602, 750	1, 423, 480
流動資産合計	1, 616, 297, 625	1, 689, 861, 080
資産合計	1, 616, 297, 625	1, 689, 861, 080
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	47, 261, 196	—
未払利息	85	—
その他未払費用	1, 787	—
流動負債合計	47, 263, 068	—
負債合計	47, 263, 068	—
純資産の部		
元本等		
元本	1, 105, 285, 565	1, 221, 284, 393
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	463, 748, 992	468, 576, 687
元本等合計	1, 569, 034, 557	1, 689, 861, 080
純資産合計	1, 569, 034, 557	1, 689, 861, 080
負債純資産合計	1, 616, 297, 625	1, 689, 861, 080

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	2024年1月22日現在	2025年1月20日現在
1. 受益権の総数	1, 105, 285, 565口	1, 221, 284, 393口
2. 計算期間の末日に おける1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1. 4196円 (14, 196円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1. 3837円 (13, 837円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年1月21日 至 2024年1月22日	自 2024年1月23日 至 2025年1月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 為替予約取引は外貨の送回金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。 (2) 金融商品に係るリスク	同左

	<p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク</p> <p>金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク</p> <p>各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク</p> <p>必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告とともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左
--	---	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年1月22日現在	2025年1月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p>	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2024年1月22日現在	2025年1月20日現在
--------------	--------------

(その他の注記)

項目	自 2023年1月21日 至 2024年1月22日	自 2024年1月23日 至 2025年1月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1, 234, 073, 947円	1, 105, 285, 565円
同期中追加設定元本額	406, 768, 498円	880, 943, 074円
同期中一部解約元本額	535, 556, 880円	764, 944, 246円
元本の内訳*		
SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド（2%コース）（F o F s用）（適格機関投資家専用）	26, 376, 599円	14, 310, 282円
SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド（4%コース）（F o F s用）（適格機関投資家専用）	56, 071, 812円	34, 966, 003円
マルチアセット戦略ファンド（4%型）（非課税適格機関投資家専用）	195, 221, 041円	396, 089, 771円
損保ジャパン外国債券ファンド	822, 851, 584円	768, 322, 083円
SOMPO世界分散ファンド（安定型）<DC年金>	2, 746, 054円	3, 225, 193円
SOMPO世界分散ファンド（安定成長型）<DC年金>	1, 653, 280円	3, 311, 555円
SOMPO世界分散ファンド（成長型）<DC年金>	365, 195円	1, 059, 506円
計	1, 105, 285, 565円	1, 221, 284, 393円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年1月22日現在		2025年1月20日現在	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券		10, 202, 628		△4, 519, 845
合計		10, 202, 628		△4, 519, 845

(注) 「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年1月22日 現在			2025年1月20日 現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年 超	うち1年 超			
市場取引以外の取引						
為替予約取引						
売建	1, 534, 257, 228	—	1, 581, 518, 424	△47, 261, 196	1, 667, 464, 683	—
ドル	737, 056, 031	—	761, 342, 525	△24, 286, 494	792, 143, 352	—
カナダドル	33, 164, 877	—	34, 021, 610	△856, 733	32, 456, 397	—
メキシコペソ	16, 212, 339	—	16, 717, 575	△505, 236	13, 897, 318	—
ユーロ	489, 697, 913	—	504, 282, 083	△14, 584, 170	483, 815, 186	—

ポンド	74,693,045	—	77,415,212	△2,722,167	91,683,590	—	89,004,568	2,679,022
スウェーデン クローナ	6,337,695	—	6,431,061	△93,366	5,077,227	—	4,997,322	79,905
ノルウェーク ローネ	3,130,936	—	3,189,809	△58,873	3,125,964	—	3,083,227	42,737
デンマークク ローネ	8,020,472	—	8,256,509	△236,037	5,614,647	—	5,543,929	70,718
ポーランドズ ロチ	13,561,090	—	13,984,034	△422,944	9,480,100	—	9,393,450	86,650
オーストラリ アドル	30,614,084	—	30,961,073	△346,989	23,105,816	—	22,805,506	300,310
シンガポール ドル	19,184,217	—	19,657,163	△472,946	20,442,766	—	20,292,338	150,428
オフショア人 民元	102,584,529	—	105,259,770	△2,675,241	186,622,320	—	185,556,406	1,065,914
合計	1,534,257,228	—	1,581,518,424	△47,261,196	1,667,464,683	—	1,649,575,169	17,889,514

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

(ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2025年1月20日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ドル	Treasury 1.25 310815	60,000	48,960.93	
		Treasury 1.5 270131	40,000	37,846.87	
		Treasury 1.5 300215	10,000	8,678.90	
		Treasury 1.625 310515	10,000	8,432.03	
		Treasury 1.75 291115	180,000	159,574.21	
		Treasury 1.75 410815	70,000	45,119.92	
		Treasury 1.875 260630	610,000	589,769.92	
		Treasury 2.0 261115	110,000	105,647.26	

Treasury 2.0 510815	30,000	17,039.06	
Treasury 2.25 270215	240,000	230,400.00	
Treasury 2.25 270815	300,000	285,117.18	
Treasury 2.375 290515	140,000	128,958.59	
Treasury 2.375 510515	10,000	6,250.39	
Treasury 2.75 280215	920,000	877,953.12	
Treasury 2.75 421115	200,000	148,523.43	
Treasury 2.75 470815	50,000	34,996.09	
Treasury 2.875 430515	60,000	45,180.46	
Treasury 3.0 441115	15,000	11,312.69	
Treasury 3.0 450515	90,000	67,594.92	
Treasury 3.0 470215	40,000	29,500.00	
Treasury 3.0 480215	60,000	43,816.40	
Treasury 3.0 520815	80,000	57,056.24	
Treasury 3.5 390215	50,000	43,681.64	
Treasury 3.75 300531	40,000	38,679.68	
Treasury 4.0 340215	40,000	38,223.43	
Treasury 4.0 521115	110,000	95,180.07	
Treasury 4.125 321115	10,000	9,730.07	
Treasury 4.5 290531	370,000	371,228.51	
Treasury 4.5 331115	10,000	9,935.15	
Treasury 4.625 310531	10,000	10,064.06	
Treasury 4.625 400215	90,000	88,168.35	
Treasury 4.75 531115	190,000	186,615.62	
Treasury 4.875 260531	1,050,000	1,057,957.01	
Treasury 6.125 271115	85,000	89,110.54	
ドル 合計	5,380,000	5,026,302.74 (784,505,331)	
カナダドル	CANADA 0.5 301201	190,000	163,773.51
	CANADA 3.5 451201	20,000	20,281.50
	CANADA 5.0 370601	28,000	32,681.75
	CANADA 5.75 290601	69,000	76,852.67
カナダドル 合計	307,000	293,589.43 (31,681,235)	
メキシコペソ	MEXICO 8.5 290531	1,160,000	1,101,918.80
	MEXICO 8.5 381118	770,000	659,797.60

メキシコペソ 合計		1, 930, 000	1, 761, 716. 40	
		(13, 238, 241)		
ユーロ	AUSTRIA 0. 75 261020	60, 000	58, 386. 00	
	AUSTRIA 3. 8 620126	10, 000	11, 203. 44	
	AUSTRIA 4. 15 370315	60, 000	66, 581. 40	
	BELGIUM 0. 8 270622	70, 000	67, 456. 41	
	BELGIUM 3. 0 340622	5, 000	4, 985. 69	
	BELGIUM 4. 25 410328	30, 000	33, 012. 60	
	BELGIUM 5. 0 350328	5, 000	5, 814. 10	
	BELGIUM 5. 5 280328	37, 000	40, 406. 07	
	FINLAND 0. 75 310415	80, 000	71, 156. 00	
	FRA 0. 75 281125	20, 000	18, 597. 50	
	FRANCE 0. 0 270225	10, 000	9, 508. 40	
	FRANCE 0. 0 291125	200, 000	175, 020. 00	
	FRANCE 0. 25 261125	30, 000	28, 853. 76	
	FRANCE 0. 75 520525	50, 000	24, 758. 90	
	FRANCE 1. 0 270525	10, 000	9, 671. 92	
	FRANCE 1. 25 340525	70, 000	58, 860. 90	
	FRANCE 2. 0 321125	10, 000	9, 227. 66	
	FRANCE 2. 75 271025	95, 000	95, 556. 22	
	FRANCE 3. 0 330525	40, 000	39, 493. 52	
	FRANCE 3. 25 450525	40, 000	37, 626. 24	
	FRANCE 3. 5 331125	40, 000	40, 851. 28	
	FRANCE 4. 0 381025	5, 000	5, 264. 18	
	FRANCE 4. 0 550425	40, 000	41, 190. 40	
	FRANCE 4. 0 600425	20, 000	20, 656. 96	
	FRANCE 4. 5 410425	30, 000	33, 290. 62	
	FRANCE 5. 75 321025	30, 000	35, 468. 76	
GERMANY	GERMANY 0 310215	10, 000	8, 721. 28	
	GERMANY 0. 0 261009	130, 000	125, 260. 20	
	GERMANY 0. 0 310815	50, 000	43, 045. 40	
	GERMANY 0. 0 500815	80, 000	40, 428. 16	
	GERMANY 0. 25 290215	50, 000	46, 268. 80	
	GERMANY 0. 5 280215	90, 000	85, 607. 10	
	GERMANY 1. 7 320815	10, 000	9, 539. 87	
	GERMANY 2. 3 330215	10, 000	9, 916. 30	

GERMANY 2.5 460815	70,000	67,187.54
GERMANY 2.5 540815	10,000	9,496.46
GERMANY 2.6 330815	10,000	10,118.01
GERMANY 4.0 370104	50,000	56,931.35
IRELAND 1.0 260515	30,000	29,510.64
IRELAND 2.0 450218	20,000	16,990.28
ITALY 0.95 320601	20,000	17,001.96
ITALY 2.2 270601	320,000	317,859.20
ITALY 2.45 330901	10,000	9,305.51
ITALY 2.7 470301	80,000	64,557.60
ITALY 2.8 281201	130,000	130,395.70
ITALY 2.8 670301	30,000	22,483.95
ITALY 3.25 460901	20,000	17,733.20
ITALY 3.85 340701	10,000	10,250.19
ITALY 4.0 370201	45,000	46,494.90
ITALY 4.5 531001	20,000	21,015.44
ITALY 4.75 440901	20,000	21,924.00
ITALY 5.0 400901	5,000	5,606.13
NETHERLANDS 0.5 260715	10,000	9,747.88
NETHERLANDS 2.5 330115	80,000	79,184.80
NETHERLANDS 2.75 470115	30,000	29,270.55
NETHERLANDS 4.0 370115	20,000	22,297.76
NETHERLANDS 5.5 280115	20,000	21,803.52
OBRIGACOES 1.95 290615	20,000	19,633.95
OBRIGACOES 2.25 340418	20,000	19,021.16
OBRIGACOES 2.875 260721	10,000	10,096.44
OBRIGACOES 4.1 450215	20,000	21,844.80
SPAIN 0.5 311031	250,000	214,318.25
SPAIN 1.5 270430	30,000	29,431.50
SPAIN 3.45 341031	50,000	51,203.85
SPAIN 3.45 660730	30,000	27,504.00
SPAIN 4.0 541031	10,000	10,324.12
SPAIN 4.2 370131	30,000	32,615.52
SPAIN 4.7 410730	30,000	34,279.50
SPAIN 4.9 400730	10,000	11,629.47
SPAIN 5.15 281031	10,000	10,916.00

	SPAIN 6.0 290131	15,000	16,958.58	
ユーロ 合計		3,122,000	2,958,629.75	
			(474,889,661)	
ポンド	UK GILT 1.5 260722	45,000	43,248.13	
	UK GILT 3.5 450122	20,000	15,921.43	
	UK GILT 4.0 600122	37,000	30,258.60	
	UK GILT 4.25 271207	30,000	30,047.05	
	UK GILT 4.25 320607	50,000	49,422.50	
	UK GILT 4.25 360307	85,000	81,342.59	
	UK GILT 4.25 390907	25,000	23,187.50	
	UK GILT 4.25 401207	10,000	9,171.00	
	UK GILT 4.25 461207	8,000	7,042.40	
	UK GILT 4.25 491207	20,000	17,422.86	
	UK GILT 4.25 551207	30,000	25,750.68	
	UK GILT 4.5 340907	20,000	19,803.76	
	UK GILT 4.5 421207	5,000	4,662.50	
	UK GILT 6.0 281207	50,000	53,194.04	
	UK GILT 0.25 310731	10,000	7,703.25	
	UK GILT 1.625 711022	20,000	8,279.00	
	UK GILT 4.625 340131	30,000	29,990.97	
ポンド 合計		495,000	456,448.26	
			(86,802,765)	
スウェーデンクローナ	SWEDEN 2.5 250512	165,000	165,087.45	
	SWEDEN 3.5 390330	160,000	179,033.60	
スウェーデンクローナ 合計		325,000	344,121.05	
			(4,807,371)	
ノルウェークローネ	NORWAY 1.375 300819	250,000	218,537.50	
ノルウェークローネ 合計		250,000	218,537.50	
			(2,987,407)	
デンマーククローネ	DENMARK 4.5 391115	190,000	237,748.90	
デンマーククローネ 合計		190,000	237,748.90	
			(5,113,978)	
ポーランドズロチ	POLAND 2.5 260725	250,000	240,325.00	
ポーランドズロチ 合計		250,000	240,325.00	
			(9,057,416)	

オーストラリアドル	AUSTRALIA 3.75 370421	130,000	119,588.30
	AUSTRALIA 4.75 270421	100,000	101,734.00
オーストラリアドル 合計		230,000	221,322.30 (21,428,425)
シンガポールドル	SINGAPORE 2.875 290701	130,000	129,756.90
	SINGAPORE 3.5 270301	45,000	45,576.00
シンガポールドル 合計		175,000	175,332.90 (20,014,250)
オフショア人民元	CGB 2.04 270225	1,000,000	1,014,969.40
	CGB 2.18 260815	500,000	506,788.50
	CGB 2.6 320901	1,000,000	1,069,140.20
	CGB 2.67 331125	1,500,000	1,621,315.80
	CGB 2.8 290324	1,000,000	1,055,425.60
	CGB 2.8 300325	500,000	532,422.95
	CGB 2.8 321115	1,000,000	1,086,127.40
	CGB 2.91 281014	1,000,000	1,054,826.90
	CGB 3.0 531015	500,000	614,951.10
オフショア人民元 合計		8,000,000	8,555,967.85 (181,982,013)
合計			1,636,508,093 (1,636,508,093)

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。

2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
ドル	国債証券 34銘柄	46.42%	47.94%
カナダドル	国債証券 4銘柄	1.87%	1.94%
メキシコペソ	国債証券 2銘柄	0.78%	0.81%
ユーロ	国債証券 71銘柄	28.10%	29.02%
ポンド	国債証券 17銘柄	5.14%	5.30%
スウェーデンクローナ	国債証券 2銘柄	0.28%	0.29%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	0.18%	0.18%
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	0.30%	0.31%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	0.54%	0.55%
オーストラリアドル	国債証券 2銘柄	1.27%	1.31%
シンガポールドル	国債証券 2銘柄	1.18%	1.22%
オフショア人民元	国債証券 9銘柄	10.77%	11.12%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項（デリバティブ取引等に関する注記）において表示した表は、「投資信託財産計算規則」附属明細表別紙様式第1号第3デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表に求められている項目（記載上の注意を含む。）を満たしているため、省略いたします。

フィデリティ・ターゲット・リターン・ファンド（適格機関投資家専用）

「フィデリティ・ターゲット・リターン・ファンド（適格機関投資家専用）」は、「One ターゲットリターン・ファンド（4%コース）」が投資対象とする国内投資信託であります。

以下は、当該ファンドの運用会社より提供を受けた直近の監査済み財務諸表であります。

（1）貸借対照表

区分	前監査対象期間 2023年1月25日現在	当監査対象期間 2024年1月25日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,657,474,369	1,697,891,299
未収入金	3,184,817	4,258,940
流動資産合計	1,660,659,186	1,702,150,239
資産合計	1,660,659,186	1,702,150,239
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	1,000,001
未払受託者報酬	268,085	274,442
未払委託者報酬	2,770,528	2,836,288
その他未払費用	112,810	112,681
流動負債合計	3,151,423	4,223,412
負債合計	3,151,423	4,223,412
純資産の部		
元本等		
元本	1,251,529,101	1,221,027,256
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	405,978,662	476,899,571
（分配準備積立金）	439,799,892	453,020,814
元本等合計	1,657,507,763	1,697,926,827
純資産合計	1,657,507,763	1,697,926,827
負債純資産合計	1,660,659,186	1,702,150,239

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	前監査対象期間 自 2022年1月26日 至 2023年1月25日	当監査対象期間 自 2023年1月26日 至 2024年1月25日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	△68,942,955	87,852,184
営業収益合計	△68,942,955	87,852,184
営業費用		
受託者報酬	541,422	542,809
委託者報酬	5,595,439	5,609,982
その他費用	281,487	280,320
営業費用合計	6,418,348	6,433,111
営業利益又は営業損失(△)	△75,361,303	81,419,073
経常利益又は経常損失(△)	△75,361,303	81,419,073
当期純利益又は当期純損失(△)	△75,361,303	81,419,073
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△80,825	603,747
期首剰余金又は期首次損金(△)	478,612,484	405,978,662
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,946,841	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,946,841	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	300,185	9,894,417
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	300,185	9,894,417
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	405,978,662	476,899,571

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	前監査対象期間 2023年1月25日現在	当監査対象期間 2024年1月25日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	1,243,256,580円	1,251,529,101円
期中追加設定元本額	9,053,162円	一円
期中一部解約元本額	780,641円	30,501,845円
2. 受益権の総数	1,251,529,101口	1,221,027,256口
3. 1口当たり純資産額	1.3244円	1.3906円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前監査対象期間 自 2022年1月26日 至 2023年1月25日	当監査対象期間 自 2023年1月26日 至 2024年1月25日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.32%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(3,014,814円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,580,221円)及び分配準備積立金(436,785,078円)より分配対象収益は447,380,113円(1口当たり0.357467円)であります、分配は行っておりません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(23,939,625円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(43,390,152円)及び分配準備積立金(429,081,189円)より分配対象収益は496,410,966円(1口当たり0.406552円)であります、分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前監査対象期間 2023年1月25日現在	当監査対象期間 2024年1月25日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△68,425,590	86,981,808
合計	△68,425,590	86,981,808

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	フィデリティ・ターゲット・リターン・マザーファンド	1,203,069,014	1,697,891,299	
親投資信託受益証券 合計		1,203,069,014	1,697,891,299	
合計		1,203,069,014	1,697,891,299	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・ターゲット・リターン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・ターゲット・リターン・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	2023年1月25日現在	2024年1月25日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	24,483,383	45,742
金銭信託	530,910,170	325,639,502
国債証券	—	82,102,248
投資信託受益証券	1,016,558,186	1,213,171,324
派生商品評価勘定	32,569,322	35,513,765
未収入金	50,117,081	122,807
未収配当金	235,601	2,098,615
未収利息	—	2,485,498
差入委託証拠金	51,908,152	57,681,650
流動資産合計	1,706,781,895	1,718,861,151
資産合計	1,706,781,895	1,718,861,151
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	13,377,346	15,502,088
未払金	32,648,724	1,139,230
未払解約金	3,184,817	4,258,940
その他未払費用	39,983	22,764
流動負債合計	49,250,870	20,923,022
負債合計	49,250,870	20,923,022
純資産の部		
元本等		
元本	1,237,844,936	1,203,069,014
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	419,686,089	494,869,115
元本等合計	1,657,531,025	1,697,938,129
純資産合計	1,657,531,025	1,697,938,129
負債純資産合計	1,706,781,895	1,718,861,151

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>(2) 直物為替先渡取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価格等で評価しております。</p> <p>(3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもつて記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年1月25日現在	2024年1月25日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	1,234,551,704 円	1,237,844,936 円
期中追加設定元本額	9,012,890 円	26,198 円
期中一部解約元本額	5,719,658 円	34,802,120 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・ターゲット・リターン・ファン ド（適格機関投資家専用）	1,237,844,936 円	1,203,069,014 円
計	1,237,844,936 円	1,203,069,014 円
3. 受益権の総数	1,237,844,936 口	1,203,069,014 口
4. 1口当たり純資産額	1.3390 円	1.4113 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年1月25日現在	2024年1月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	—	1,350,400
投資信託受益証券	△11,082,155	55,505,883
合計	△11,082,155	56,856,283

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	2023年1月25日 現在			2024年1月25日 現在				
	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,104,315,921	—	1,105,676,701	△1,360,780	1,189,148,810	—	1,199,813,619	△10,664,809
南アフリカ・ラン	—	—	—	—	83,185,912	—	83,924,730	△738,818
アメリカ・ドル	628,331,993	—	628,993,836	△661,843	125,925,630	—	127,103,272	△1,177,642
イギリス・ポンド	203,525,899	—	203,576,166	△50,267	287,672,857	—	292,092,012	△4,419,155
オフショア・人民元	49,371,941	—	49,405,711	△33,770	88,596,234	—	90,051,706	△1,455,472
カナダ・ドル	—	—	—	—	58,655,630	—	59,025,247	△369,617
イスラエル・ペソ	34,708,951	—	34,712,760	△3,809	118,225,352	—	118,673,284	△447,932
スウェーデン・クローナ	—	—	—	—	84,016,913	—	84,495,326	△478,413
タイ・バーツ	—	—	—	—	87,914,564	—	87,800,587	113,977
チェコ・コルナ	—	—	—	—	58,833,805	—	59,026,487	△192,682
ニュージーランド・ドル	—	—	—	—	12,622,787	—	12,636,050	△13,263
ユーロ	188,377,137	—	188,988,228	△611,091	183,499,126	—	184,984,918	△1,485,792
買建	120,262,492	—	120,502,953	240,461	168,221,971	—	169,340,866	1,118,895
オーストラリア・ドル	8,231,477	—	8,296,438	64,961	42,232,119	—	42,414,825	182,706
シンガポール・ドル	16,442,428	—	16,468,259	25,831	—	—	—	—
タイ・バーツ	56,048,946	—	56,184,466	135,520	—	—	—	—
ニュージーランド・ドル	39,539,641	—	39,553,790	14,149	—	—	—	—
ノルウェー・クローナ	—	—	—	—	67,341,401	—	67,648,907	307,506
ポーランド・ズロチ	—	—	—	—	58,648,451	—	59,277,134	628,683
合計	1,224,578,413	—	1,226,179,654	△1,120,319	1,357,370,781	—	1,369,154,485	△9,545,914

(注1) 時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

種類	2023年1月25日 現在			2024年1月25日 現在				
	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
直物為替先渡取引								
売建	301,590,945	—	304,587,730	△2,996,790	141,878,432	—	140,691,400	1,187,032
マレーシア・リンギット	—	—	—	—	98,176,520	—	97,135,008	1,041,512
フィリピン・ペソ	—	—	—	—	29,943,393	—	29,789,527	153,866
韓国・ウォン	47,931,477	—	50,204,510	△2,273,035	13,758,519	—	13,766,865	△8,346
台湾・ドル	132,290,704	—	132,262,074	28,630	—	—	—	—
チリ・ペソ	54,622,020	—	55,310,799	△688,781	—	—	—	—
インドネシア・ルピア	25,380,390	—	25,363,334	17,056	—	—	—	—
インド・ルピー	24,717,888	—	24,673,673	44,214	—	—	—	—
ブラジル・レアル	16,648,466	—	16,773,340	△124,874	—	—	—	—
買建	276,121,655	—	283,662,086	7,540,424	373,367,496	—	374,436,212	1,068,716
台湾・ドル	11,645,042	—	11,656,536	11,494	127,893,003	—	128,821,335	928,332
インド・ルピー	49,199,608	—	49,350,054	150,444	100,945,582	—	101,014,492	68,910
インドネシア・ルピア	49,619,303	—	50,344,393	725,089	51,216,184	—	50,951,295	△264,889
コロンビア・ペソ	—	—	—	—	33,752,066	—	34,044,938	292,872
ブラジル・レアル	32,624,304	—	33,374,919	750,613	34,055,053	—	33,856,455	△198,598
チリ・ペソ	91,207,574	—	97,013,790	5,806,216	25,505,608	—	25,747,697	242,089
韓国・ウォン	41,825,824	—	41,922,394	96,568	—	—	—	—
合計	577,712,600	—	588,249,816	4,543,634	515,245,928	—	515,127,612	2,255,748

(注1) 時価の算定方法

- 価格情報会社が計算し、提供する価格等により評価しております。
- 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

株式関連

種類	2023年1月25日 現在			2024年1月25日 現在				
	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
先物取引								
売建	93,216,761	—	97,660,083	△4,443,322	174,716,352	—	175,629,272	△912,920
買建	640,011,064	—	660,103,458	20,092,394	816,818,171	—	844,902,365	28,084,194
合計	733,227,825	—	757,763,541	15,649,072	991,534,523	—	1,020,531,637	27,171,274

(注1) 時価の算定方法

- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

債券関連

種類	2023年1月25日 現在			2024年1月25日 現在				
	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
先物取引								
売建	236,079,922	—	236,376,940	△297,018	42,453,840	—	43,116,377	△662,537
買建	89,339,165	—	89,755,759	416,594	33,200,833	—	33,993,938	793,105
合計	325,419,087	—	326,132,699	119,576	75,654,673	—	77,110,315	130,568

(注1) 時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	南アフリカ・ランド	SOUTH AFRICA 8.25% 03/31/32	12,018,784.00	10,499,008.75	
	南アフリカ・ランド 小計		12,018,784.00	10,499,008.75 (82,102,248)	
国債証券 合計				82,102,248 (82,102,248)	
投資信託受益証券	日本円	TOPIX連動型上場投資信託	22,030	58,313,410	
		iシェアーズ 米ドル建て投資適格社債ETF(為替ヘッジあり)	107,591	202,809,035	
	日本円 小計		129,621	261,122,445	
	アメリカ・ドル	AMUNDI US TIPS GOVERNMENT INFL	3,465.00	375,623.32	
		ISH EDGE S&P500 MIN VOL USD AC	8,972.00	761,812.52	
		ISHARES CORE EM IMI ACC	10,976.00	340,036.48	
		ISHARES CORE S&P 500 UCITS ETF	93.00	47,755.50	
		ISHARES II PLC-JPM EMER MKT BD	325,170.00	1,710,719.37	
		ISHARES MSCI CHINA UCITS ETF	21,342.00	79,947.13	
		ISHARES MSCI INDIA UCITS ETF	6,168.00	53,495.06	
		ISHARES MSCI TAIWAN	2,973.00	221,785.80	
	アメリカ・ドル 小計		379,159.00	3,591,175.18 (530,991,162)	
イギリス・ポンド	ISHARES CORE GBP CORP	509.00	62,105.63		
	ISHARES MSCI KOREA UCITS ETF U	3,576.00	119,302.51		
	ISHR GLB HY CORP	298,464.00	1,363,682.01		
イギリス・ポンド 小計		302,549.00	1,545,090.15 (290,368,792)		
ユーロ	AMUNDI MSCI BRAZIL	8,923.00	190,604.20		
	SPARKCHANGE PHYSICAL CARBON EU	3,181.00	197,587.81		
	VANGUARD EUR COR BND UCITS ETF	8,880.00	424,499.52		
ユーロ 小計		20,984.00	812,691.53 (130,688,925)		
投資信託受益証券 合計				1,213,171,324 (952,048,879)	
合計				1,295,273,572 (1,034,151,127)	

(注) 投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
南アフリカ・ランド	国債証券 1銘柄	100%	-%	7. 94%
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 8銘柄	-%	100%	51. 35%
イギリス・ポンド	投資信託受益証券 3銘柄	-%	100%	28. 08%
ユーロ	投資信託受益証券 3銘柄	-%	100%	12. 64%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

東京海上キャリーターゲット（4%コース向け）（F o F s用）<適格機関投資家限定>

「東京海上キャリーターゲット（4%コース向け）（F o F s用）<適格機関投資家限定>」は、「One ターゲットリターン・ファンド（4%コース）」が投資対象とする国内投資信託であります。

以下は、当該ファンドの運用会社より提供を受けた直近の監査済み財務諸表であります。

(1)貸借対照表

区分	注記番号	第4期	第5期
		[2024年 1月16日現在]	[2025年 1月16日現在]
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		233,922,400	189,095,922
未収入金		440,915	366,941
流動資産合計		234,363,315	189,462,863
資産合計		234,363,315	189,462,863
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		26,731	22,247
未払委託者報酬		400,906	333,657
その他未払費用		13,278	11,037
流動負債合計		440,915	366,941
負債合計		440,915	366,941
純資産の部			
元本等			
元本	※1	275,239,608	230,872,185
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2	△41,317,208	△41,776,263
（分配準備積立金）		4,724,980	3,963,336
元本等合計		233,922,400	189,095,922
純資産合計		233,922,400	189,095,922
負債純資産合計		234,363,315	189,462,863

(2)損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第4期	第5期
		自 2023年 1月17日 至 2024年 1月16日	自 2024年 1月17日 至 2025年 1月16日
営業収益			
有価証券売買等損益		△11,636,333	△6,051,435
営業収益合計		△11,636,333	△6,051,435
営業費用			

受託者報酬	54, 586	46, 990
委託者報酬	818, 745	704, 741
その他費用	27, 116	23, 312
営業費用合計	900, 447	775, 043
営業利益又は営業損失 (△)	△12, 536, 780	△6, 826, 478
経常利益又は経常損失 (△)	△12, 536, 780	△6, 826, 478
当期純利益又は当期純損失 (△)	△12, 536, 780	△6, 826, 478
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額 (△)	△202, 159	292, 694
期首剰余金又は期首次損金 (△)	△30, 710, 399	△41, 317, 208
剰余金増加額又は欠損金減少額	2, 139, 674	6, 660, 117
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	2, 139, 674	6, 660, 117
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	411, 862	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	411, 862	—
分配金	※2	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△41, 317, 208	△41, 776, 263

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第5期 自 2024年 1月17日 至 2025年 1月16日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第4期 自 2023年 1月17日 至 2024年 1月16日	第5期 自 2024年 1月17日 至 2025年 1月16日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会 計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な 影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記 を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第4期 [2024年 1月16日現在]	第5期 [2025年 1月16日現在]
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	292, 169, 579円 3, 411, 862円 20, 341, 833円	275, 239, 608円 一円 44, 367, 423円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	275, 239, 608口	230, 872, 185口
3. ※2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は41, 317, 208円あります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は41, 776, 263円あります。

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第4期 自 2023年 1月17日 至 2024年 1月16日	第5期 自 2024年 1月17日 至 2025年 1月16日
1. ※1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用 純資産総額に対して年10, 000分の16. 42の率を乗じて得た金額	1. ※1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用 同左
2. ※2 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (340, 959円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(352, 620円)及び分配準備積立金(4, 384, 021円)より、分配対象額は5, 077, 600円(1万口当たり184. 47円)であります、分配を行っておりません。	2. ※2 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(295, 778円)及び分配準備積立金(3, 963, 336円)より、分配対象額は4, 259, 114円(1万口当たり184. 47円)であります、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区分	第4期 自 2023年 1月17日 至 2024年 1月16日	第5期 自 2024年 1月17日 至 2025年 1月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に隨時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 [2024年 1月16日現在]	第5期 [2025年 1月16日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)

第4期（自 2023年1月17日 至 2024年1月16日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△11,426,700円
合計	△11,426,700円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第5期（自 2024年1月17日 至 2025年1月16日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△6,404,279円
合計	△6,404,279円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第4期 [2024年 1月16日現在]	第5期 [2025年 1月16日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.8499円 (8,499円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.8191円 (8,191円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考

親投資信託 受益証券	東京海上キャリーターゲットマザーファンド	226,299,572	189,095,922	
親投資信託受益証券	合計	226,299,572	189,095,922	
	合計	226,299,572	189,095,922	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「東京海上キャリーターゲットマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「東京海上キャリーターゲットマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	[2024年 1月16日現在]	[2025年 1月16日現在]	
		金額(円)	金額(円)	
資産の部				
流動資産				
コール・ローン		79,287,381	56,683,824	
国債証券		130,061,360	110,801,520	
派生商品評価勘定		22,281,875	31,285,728	
未収利息		—	15,968	
前払費用		—	17,549	
差入委託証拠金		25,340,010	29,268,992	
流動資産合計		256,970,626	228,073,581	
資産合計		256,970,626	228,073,581	
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定		22,600,356	37,293,136	
前受金		—	1,310,000	
未払解約金		440,915	366,941	
未払利息		47	—	
流動負債合計		23,041,318	38,970,077	
負債合計		23,041,318	38,970,077	
純資産の部				
元本等				
元本	※1	270,774,859	226,299,572	
剰余金				
剰余金又は欠損金(△)	※2	△36,845,551	△37,196,068	
元本等合計		233,929,308	189,103,504	
純資産合計		233,929,308	189,103,504	
負債純資産合計		256,970,626	228,073,581	

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2024年 1月17日 至 2025年 1月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2023年 1月17日 至 2024年 1月16日	自 2024年 1月17日 至 2025年 1月16日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	[2024年 1月16日現在]	[2025年 1月16日現在]

1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,870,558,910円	270,774,859円
同期中における追加設定元本額	3,362,901円	一円
同期中における一部解約元本額	1,603,146,952円	44,475,287円
同期末における元本額	270,774,859円	226,299,572円
元本の内訳*		
東京海上キャリーターゲット（4%コース向け）（FoFs用）<適格機関投資家限定>	270,774,859円	226,299,572円
計	270,774,859円	226,299,572円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	270,774,859口	226,299,572口
3. ※2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は36,845,551円あります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は37,196,068円あります。

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年 1月17日 至 2024年 1月16日	自 2024年 1月17日 至 2025年 1月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、先物取引及び為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うとともに、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。	同左

<p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	
---	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024年 1月16日現在]	[2025年 1月16日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2023年1月17日 至 2024年1月16日)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△2,210円
合計	△2,210円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年1月17日から2024年1月16日まで)を指しております。

(自 2024年1月17日 至 2025年1月16日)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△753,695円
合計	△753,695円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年1月17日から2025年1月16日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(1) 債券関連

(2024年1月16日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち	時価	評価損益
			1年超		
市場取引	債券先物取引				
		買建	177,226,148	—	177,850,192
		US 10YR NOTE	98,106,236	—	98,571,324
		CAN 10YR BND	40,055,155	—	40,055,155
		EURO-OAT FUT	20,373,876	—	20,684,745
		LONG GILT FT	18,690,881	—	18,538,968
					△151,913
		売建	85,069,699	—	86,246,220
					△1,176,521

	EURO-BUND FU	85,069,699	—	86,246,220	△1,176,521
合 計		262,295,847	—	264,096,412	△552,477

(2025年1月16日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等	時 價	評価損益
			うち 1年超	
市場取引	債券先物取引			
	買建	189,428,638	—	187,680,249 △1,748,389
	US 10YR NOTE	85,087,352	—	84,745,096 △342,256
	EURO-BUND FU	42,883,835	—	42,345,895 △537,940
	LONG GILT FT	17,615,165	—	17,427,504 △187,661
	AUST 10YR 6%	43,842,286	—	43,161,754 △680,532
	売建	281,197,994	—	278,842,993 2,355,001
	長期国債標準物先物	141,900,000	—	141,060,000 840,000
	CAN 10YR BND	40,028,663	—	39,576,658 452,005
	EURO-OAT FUT	99,269,331	—	98,206,335 1,062,996
合 計		470,626,632	—	466,523,242 606,612

(注)1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(2) 通貨関連

(2024年1月16日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等	時 價	評価損益
			うち 1年超	
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建	86,918,222	—	86,784,060 △134,162

スウェーデンクローネ	22,068,844	—	22,049,000	△19,844
豪ドル	64,849,378	—	64,735,060	△114,318
売建	110,345,220	—	110,847,781	△502,561
米ドル	11,216,587	—	11,340,466	△123,879
加ドル	6,678,069	—	6,703,681	△25,612
ユーロ	472,305	—	476,946	△4,641
英ポンド	14,036,222	—	14,215,886	△179,664
イスラエル・ペソ	52,381,556	—	52,519,123	△137,567
ノルウェークローネ	1,796,690	—	1,807,664	△10,974
ニュージーランドドル	23,763,791	—	23,784,015	△20,224
合 計	197,263,442	—	197,631,841	△636,723

(2025年1月16日現在)

(単位 : 円)

区分	種類	契約額等	うち	時価	評価損益
			1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	117,562,781	—	115,816,526	△1,746,255
	英ポンド	36,134,997	—	34,946,283	△1,188,714
	イスラエル・ペソ	3,487,688	—	3,427,665	△60,023
	豪ドル	57,881,308	—	57,603,553	△277,755
	ニュージーランドドル	20,058,788	—	19,839,025	△219,763
	売建	94,935,516	—	93,766,845	1,168,671
	米ドル	2,511,424	—	2,496,960	14,464
	加ドル	9,938,064	—	9,917,789	20,275
	ユーロ	1,805,062	—	1,768,580	36,482
	スウェーデンクローネ	60,210,266	—	59,164,400	1,045,866
	ノルウェークローネ	20,470,700	—	20,419,116	51,584
合 計		212,498,297	—	209,583,371	△577,584

(注)1. 時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ①同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ②同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(3)商品関連

(2024年1月16日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち 1年超	
市場取引	商品先物取引			
	買建	450,597,069	—	440,969,558 △9,627,511
	CORN FUTURE	53,403,060	—	51,241,768 △2,161,292
	COTTON NO.2	48,285,265	—	48,407,099 121,834
	NATURAL GAS	70,182,710	—	75,202,014 5,019,304
	SOYBEAN FUTU	58,455,193	—	54,092,484 △4,362,709
	WHEAT FUTURE	63,554,748	—	63,171,734 △383,014
	WTI CRUDE FU	156,716,093	—	148,854,459 △7,861,634
	売建	449,708,479	—	439,210,249 10,498,230
	CORN FUTURE	52,308,735	—	50,229,517 2,079,218
	COTTON NO.2	47,828,567	—	48,027,732 △199,165
	NATURAL GAS	70,859,732	—	76,369,293 △5,509,561
	SOYBEAN FUTU	57,897,088	—	53,589,094 4,307,994
	WHEAT FUTURE	62,609,981	—	62,303,570 306,411
	WTI CRUDE FU	158,204,376	—	148,691,043 9,513,333
	合計	900,305,548	—	880,179,807 870,719

(2025年1月16日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち	

			1年超		
市場取引	商品先物取引				
	買建	273,878,535	—	301,235,566	27,357,031
	CORN FUTURE	36,337,835	—	38,489,160	2,151,325
	COTTON NO. 2	11,144,645	—	10,939,683	△204,962
	NATURAL GAS	71,228,415	—	83,620,047	12,391,632
	SOYBEAN FUTU	31,557,982	—	33,020,883	1,462,901
	WHEAT FUTURE	17,648,688	—	17,789,502	140,814
	WTI CRUDE FU	105,960,970	—	117,376,291	11,415,321
	売建	270,948,819	—	304,341,295	△33,392,476
	CORN FUTURE	36,103,145	—	38,176,240	△2,073,095
	COTTON NO. 2	10,984,273	—	10,783,222	201,051
	NATURAL GAS	68,524,785	—	82,118,030	△13,593,245
	SOYBEAN FUTU	31,159,009	—	32,629,733	△1,470,724
	WHEAT FUTURE	17,421,821	—	17,484,405	△62,584
	WTI CRUDE FU	106,755,786	—	123,149,665	△16,393,879
合 計		544,827,354	—	605,576,861	△6,035,445

(注)1. 時価の算定方法

商品先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 商品先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年 1月16日現在]	[2025年 1月16日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	0.8639円 8,639円)
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第364回利付国債（10年）	57,000,000	54,009,780	
	第366回利付国債（10年）	23,000,000	21,812,740	
	第1277回国庫短期証券	35,000,000	34,979,000	
国債証券 合計		115,000,000	110,801,520	
合計		115,000,000	110,801,520	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年3月31日現在

I 資産総額	904, 798, 685円
II 負債総額	108, 566円
III 純資産総額 (I - II)	904, 690, 119円
IV 発行済数量	918, 030, 408口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0. 9855円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年3月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年4月1日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年3月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1, 485, 279, 038, 668
追加型株式投資信託	762	16, 677, 329, 011, 040
単位型公社債投資信託	22	30, 146, 192, 297
単位型株式投資信託	189	995, 677, 070, 890
合計	999	19, 188, 431, 312, 895

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメント0ne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲葉宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)	
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金	33,770		41,183
金銭の信託	29,184		28,143
未収委託者報酬	16,279		19,018
未収運用受託報酬	3,307		3,577
未収投資助言報酬	283		315
未収収益	15		6
前払費用	1,129		1,510
その他	2,377		2,088
流動資産計	86,346		95,843
固定資産			
有形固定資産			
建物	1,127		1,093
器具備品	1,001	※1	918
リース資産	118	※1	130
建設仮勘定	7	※1	5
-			39
無形固定資産	5,021		4,495
ソフトウエア	3,367		2,951
ソフトウエア仮勘定	1,651		1,543
電話加入権	2		0
投資その他の資産	9,768		8,935
投資有価証券	182		184
関係会社株式	5,810		4,447
長期差入保証金	775		768
繰延税金資産	2,895		3,406
その他	104		128
固定資産計	15,918		14,524
資産合計	102,265		110,368

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	95,739	102,113
運用受託報酬	16,150	17,155
投資助言報酬	2,048	2,211
その他営業収益	23	26
営業収益計	113,962	121,507
営業費用		
支払手数料	41,073	44,366
広告宣伝費	216	329
公告費	0	0
調査費	33,177	35,468
調査費	12,294	13,277
委託調査費	20,882	22,190
委託計算費	548	558
営業雑経費	733	823
通信費	36	36
印刷費	504	598
協会費	69	65
諸会費	29	44
支払販売手数料	92	78
営業費用計	75,749	81,545
一般管理費		
給料	10,484	10,763
役員報酬	168	164
給料・手当	9,199	9,425
賞与	1,115	1,173
交際費	17	34
寄付金	11	15
旅費交通費	128	162
租税公課	330	489
不動産賃借料	1,006	1,030
退職給付費用	437	412
固定資産減価償却費	1,388	1,567
福利厚生費	47	46
修繕費	1	1
賞与引当金繰入額	1,730	1,927
役員賞与引当金繰入額	48	52
機器リース料	0	0
事務委託費	4,074	3,379
事務用消耗品費	37	46
器具備品費	1	3
諸経費	334	240
一般管理費計	20,078	20,172
営業利益	18,135	19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	10		4	
受取配当金	※1 2,400		※1 899	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	10		18	
時効後支払損引当金戻入額	24		35	
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損	3		19	
金銭の信託運用損	1,003		1,008	
早期割増退職金	24		6	
雑損失	47		0	
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益	4		—	
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損	12		6	
投資有価証券売却損	9		—	
関係会社株式評価損	584		1,362	
減損損失	—		※2 231	
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本									株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金							
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573		
当期変動額											
剩余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360		
当期純利益							13,821	13,821	13,821		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,461	1,461	1,461		
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剩余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)		
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)		
	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2,393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)			
場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行っています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期 (2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期 (2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期 (2023年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券	—	1	—	—
その他有価証券(投資信託)				
合計	82,540	1	—	—

第39期 (2024年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券	—	1	—	—
その他有価証券(投資信託)				
合計	91,923	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券	—	1	—	1
その他有価証券	—	29,186	—	29,186
資産計	—	29,186	—	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券	—	1	—	1
その他有価証券	—	28,145	—	28,145
資産計	—	28,145	—	28,145

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(百万円)
勤務費用	279	296	
利息費用	2	2	
数理計算上の差異の費用処理額	22	13	
過去勤務費用の費用処理額	34	△0	
その他	△4	△4	
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307	

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額 (一括償却資産)	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額 (税法上)	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>
繰延税金負債	—	—
繰延税金負債合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	<u>△0.06 %</u>	<u>△0.14 %</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.87 %</u>	<u>29.04 %</u>

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円

取得原価 144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b. 負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	一千万円	一千万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	一千万円	一千万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	一千万円	一千万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬（注）	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 及び 第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	7,474	未払手数料	1,579
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	13,932	未払手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	8,140	未払手数料	1,870
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	16,655	未払手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うちA種種類株式)	40,000株 (24,490株) (15,510株)	40,000株 (24,490株) (15,510株)

(注1) A種種類株式は、剩余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		30,451
有価証券		0
金銭の信託		31,850
未収委託者報酬		19,361
未収運用受託報酬		3,548
未収投資助言報酬		315
未収収益		9
前払費用		1,538
その他		2,282
	流動資産計	89,360
固定資産		
有形固定資産		1,040
建物	※1	888
器具備品	※1	146
リース資産	※1	4
建設仮勘定		0
無形固定資産		4,122
ソフトウエア		3,011
ソフトウエア仮勘定		1,111
電話加入権		0
投資その他の資産		8,024
投資有価証券		183
関係会社株式		3,840
長期差入保証金		764
繰延税金資産		3,085
その他		150
	固定資産計	13,188
	資産合計	102,548

(単位：百万円)

		第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		552
リース債務		1
未払金		8,577
未払収益分配金		0
未払償還金		0
未払手数料		8,466
その他未払金		108
未払費用		7,321
未払法人税等		3,650
未払消費税等	※2	1,191
契約負債		7
賞与引当金		916
役員賞与引当金		28
	流動負債計	22,247
固定負債		
リース債務		3
退職給付引当金		2,720
時効後支払損引当金		64
	固定負債計	2,787
	負債合計	25,035
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000
資本剰余金		19,552
資本準備金		2,428
その他資本剰余金		17,124
利益剰余金		55,960
利益準備金		123
その他利益剰余金		55,837
別途積立金		31,680
繰越利益剰余金		24,157
	株主資本計	77,513
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△0
	評価・換算差額等計	△0
	純資産合計	77,513
	負債・純資産合計	102,548

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業収益		
委託者報酬	55,266	
運用受託報酬	8,186	
投資助言報酬	1,200	
その他営業収益	13	
	営業収益計	64,667
営業費用		
支払手数料	24,284	
広告宣伝費	157	
公告費	0	
調査費	18,581	
調査費	6,728	
委託調査費	11,853	
委託計算費	278	
営業雑経費	355	
通信費	19	
印刷費	234	
協会費	33	
諸会費	29	
支払販売手数料	39	
	営業費用計	43,658
一般管理費		
給料	5,154	
役員報酬	89	
給料・手当	5,002	
賞与	63	
交際費	27	
寄付金	5	
旅費交通費	105	
租税公課	298	
不動産賃借料	583	
退職給付費用	210	
固定資産減価償却費	※1 790	
福利厚生費	29	
修繕費	0	
賞与引当金繰入額	916	
役員賞与引当金繰入額	28	
機器リース料	0	
事務委託費	1,607	
事務用消耗品費	19	
器具備品費	0	
諸経費	154	
	一般管理費計	9,933
営業利益		11,075

(単位：百万円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業外収益			
受取利息		2	
受取配当金		448	
時効成立分配金・償還金		0	
為替差益		26	
金銭の信託運用益		2	
雑収入		6	
時効後支払損引当金戻入額		7	
	営業外収益計		494
営業外費用			
早期割増退職金		6	
	営業外費用計		6
経常利益			11,563
特別損失			
固定資産除却損		3	
関係会社株式評価損		31	
	特別損失計		35
税引前中間純利益			11,528
法人税、住民税及び事業税			3,685
法人税等調整額			320
法人税等合計			4,006
中間純利益			7,522

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剩余金の配当							△10,855
中間純利益							7,522
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△3,333
当中期期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	59,294	80,846	△0	△0	80,846	
当中間期変動額						
剩余金の配当	△10,855	△10,855			△10,855	
中間純利益	7,522	7,522			7,522	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			0	0	0	
当中間期変動額 合計	△3,333	△3,333	0	0	△3,333	
当中期期末残高	55,960	77,513	△0	△0	77,513	

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8~18年 器具備品 … 3~20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる

場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)											
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	<table><tbody><tr><td>建物</td><td>…</td><td>685百万円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>…</td><td>609百万円</td></tr><tr><td>リース資産</td><td>…</td><td>4百万円</td></tr></tbody></table>			建物	…	685百万円	器具備品	…	609百万円	リース資産	…	4百万円
建物	…	685百万円										
器具備品	…	609百万円										
リース資産	…	4百万円										
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。											

(中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)								
※1. 減価償却実施額	<table><tbody><tr><td>有形固定資産</td><td>…</td><td>76百万円</td></tr><tr><td>無形固定資産</td><td>…</td><td>713百万円</td></tr></tbody></table>			有形固定資産	…	76百万円	無形固定資産	…	713百万円
有形固定資産	…	76百万円							
無形固定資産	…	713百万円							

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金（財 産）の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,850	31,850	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	0	0	—
資産計	31,852	31,852	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	0	—	0
金銭の信託	—	31,850	—	31,850
投資有価証券				
その他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,852	—	31,852

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券（その他有価証券）	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末
(2024年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額3,840百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社しておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
-------	-----------	------------

取得原価		144,212百万円
------	--	------------

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224百万円
---------------	-----------

b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
---------	---

c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却
-------------------	-----------

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
---------	------	-----------

うち現金・預金	11,605百万円
---------	-----------

うち金銭の信託	11,792百万円
---------	-----------

b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
---------	------	----------

うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円
---------------	----------

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
-------------------	-----------

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産	53,030百万円
--------	-----------

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産	16.9年
--------	-------

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	－百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77,541円29銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	一百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うちA種種類株式)	40,000株 (24,490株) (15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当增资を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上りました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託
One ターゲットリターン・ファンド（4%コース）
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。なお、別に定める投資信託証券については、適宜見直しを行います。

(2) 投資態度

①中長期的な目標リターンをめざして、別に定める投資信託証券を通じてわが国を含む世界各国の様々な資産へ分散投資を行います。

②運用にあたっては、主として、わが国を含む世界の株式、債券、不動産投資信託証券（リート）、コモディティおよびそれらを投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）を実質的な投資対象とする別に定める投資信託証券に投資します。なお、別に定める投資信託証券には、国内外の有価証券先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用するものを含みます。

③別に定める投資信託証券への投資配分については、均等配分を原則とします。

④別に定める投資信託証券への投資割合は、原則として高位とすることを基本とします。

⑤別に定める投資信託証券は適宜見直しを行います。この際、投資対象として定められていた別に定める投資信託証券が投資対象から除外されたり、新たな投資信託証券が投資対象として定められることがあります。

⑥ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

②デリバティブ取引の直接利用は行いません。

③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
One ターゲットリターン・ファンド（4%コース）
約款

＜信託の種類、委託者および受託者＞

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

＜信託事務の委託＞

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

＜信託の目的および金額＞

第3条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

＜信託金の限度額＞

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

＜信託期間＞

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2030年3月25日までとします。

＜受益権の取得申込みの勧誘の種類＞

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

＜当初の受益者＞

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

＜受益権の分割および再分割＞

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

＜追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法＞

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」とい

ます。) を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

- ③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④第23条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および取得価額等＞

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者に対し、取得申込みにかかる受益権について、第38条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

- ②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

- ③前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる価額は、1口につき1円に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および

当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④第1項および第2項の規定にかかるわらず、取得申込日またはその翌営業日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。ただし、第38条第3項の規定または別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。
- ⑤第3項の規定にかかるわらず、受益者が第38条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第40条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦前各項の規定にかかるわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜受益権の譲渡にかかる記載または記録＞

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

- 第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

＜運用の指図範囲等＞

第17条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記に掲げる別に定める投資信託証券を以下「投資信託証券」といい、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜利害関係人等との取引等＞

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条、第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条、第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

＜運用の基本方針＞

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行

います。

＜信用リスク集中回避のための投資制限＞

第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜公社債の借入れの指図および範囲＞

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

＜特別な場合の外貨建有価証券への投資制限＞

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

＜外国為替予約取引の指図＞

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ②委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

＜信託業務の委託等＞

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められる
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1. 信託財産の保存にかかる業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

＜混蔵寄託＞

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第26条 信託の登記または登録をすることができます信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

＜一部解約の請求および有価証券の売却等の指図＞

第27条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

- 第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えすることができます。
- ②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜信託の計算期間＞

- 第32条 この信託の計算期間は、原則として毎年3月26日から翌年3月25日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2021年3月25日までとします。
- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

＜信託財産に関する報告等＞

- 第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

＜信託事務の諸費用および監査費用＞

- 第34条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等の額および支弁の方法＞

- 第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の66の率を乗じて得た額とします。
- ②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜収益の分配方式＞

- 第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した

額をいいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第37条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第38条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第41条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第38条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第38条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。

⑥前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益

- 権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

＜収益分配金および償還金の時効＞

- 第39条 受益者が、収益分配金について第38条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第38条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

- 第40条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜信託契約の一部解約＞

- 第41条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日またはその翌営業日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。
- ④受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

＜信託契約の解約＞

- 第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属する

ときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることあります、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることあります。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更等＞

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、

書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜反対受益者の受益権買取請求の不適用＞

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

＜信託期間の延長＞

第49条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

＜他の受益者の氏名等の開示の請求の制限＞

第50条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

＜公告＞

第51条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜運用状況にかかる情報の提供＞

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

＜質権口記載または記録の受益権の取扱い＞

第53条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2020年3月27日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
委託者 アセットマネジメントOne株式会社

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
受託者 みずほ信託銀行株式会社

約 款 付 表

1. 運用の基本方針、約款第17条第1項の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託の受益証券または投資法人の投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。
追加型証券投資信託 SMD AM・ターゲットリターン型マルチアセットファンド（4%コース向け）（適格機関投資家限定）
追加型証券投資信託 SOMP Oターゲット・リターン戦略ファンド（4%コース）（F o F s用）（適格機関投資家専用）
追加型証券投資信託 東京海上キャリーターゲット（4%コース向け）（F o F s用）<適格機関投資家限定>
追加型証券投資信託 フィデリティ・ターゲット・リターン・ファンド（適格機関投資家専用）
追加型証券投資信託 SMT AM・F O F s用先進国債券・通貨ターゲットリターン・ファンド（4%目標コース）（適格機関投資家専用）